

農林水産物・食品の輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

2026年9月

農林水産省

輸出・国際局

目次

農林水産物・食品の輸出の状況	p. 2～
輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化	p.14～
1. 農林水産物・食品の輸出拡大	
▶ 日本の強みを最大限に発揮するための取組	p.17～ (品目団体・ジェトロ・JFOODOの取組強化、ブランド化等による高付加価値化 等)
▶ マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援	p.35～ (輸出産地の育成・展開、戦略的サプライチェーンの構築 等)
▶ 政府一体となった障害の克服	p.56～ (輸入規制の撤廃・緩和に向けた協議の推進 等)
2. 食品産業の海外展開	p.65～
3. インバウンドによる食関連消費の拡大	p.69～
輸出関連予算	p.74

2026年 1 - 7 月 農林水産物・食品の輸出額

農林水産省
輸出・国際局

	金額	前年同期差	前年同期比
1 - 7月累計 (1 - 6月累計の少額貨物を含む)	10,423億円	+1,035億円	+11.0%
うち米国	1,907億円	+292億円	+18.1%
うち香港	1,261億円	+42億円	+3.5%
うち台湾	1,033億円	+90億円	+9.6%
うち中国	1,098億円	+56億円	+5.3%
うち少額貨物 (1 - 6月累計)	526億円	+25億円	+5.0%

品目別の状況（累月）

輸出額の増加が大きい主な品目

品目	増加額	主な増加国・地域
緑茶	+260億円	米国、ドイツ、英国
ぶり	+200億円	米国、韓国、ベトナム
さば	+130億円	ベトナム、エジプト、ナイジェリア

輸出額の減少が大きい主な品目

品目	減少額	主な減少国・地域
うなぎ（活）	▲ 46億円	台湾
いわし	▲ 34億円	韓国、ベトナム、インドネシア
配合調製飼料	▲ 28億円	中国

国・地域別の状況（累月）

輸出額の増加が大きい主な国・地域

国・地域	増加額	主な増加品目
米国	+292億円	ぶり、緑茶、ソース混合調味料
ベトナム	+153億円	さば、インスタントコーヒー、ホタテ貝
韓国	+122億円	ぶり、ビール、たら

輸出額の減少が大きい主な国・地域

国・地域	減少額	主な減少品目
カンボジア	▲ 30億円	牛乳乳製品、たばこ
アラブ首長国連邦	▲ 8億円	清涼飲料水、牛肉、菓子（米菓を除く）
メキシコ	▲ 8億円	インスタントコーヒー

2026年7月 農林水産物・食品の輸出額

	金額	前年同月差	前年同月比
7月単月	1,446億円	+155億円	+12.0%
うち米国	281億円	+76億円	+37.3%
うち香港	161億円	+10億円	+6.8%
うち台湾	151億円	+14億円	+10.2%
うち中国	158億円	+17億円	+12.0%

品目別の状況（単月）

輸出額の増加が大きい主な品目

品目	増加額	主な増加国・地域
緑茶	+41億円	米国、ドイツ、英国
ぶり	+22億円	米国
さば	+19億円	エジプト、タイ、ベトナム

輸出額の減少が大きい主な品目

品目	減少額	主な減少国・地域
かつお・まぐろ類	▲ 13億円	ベトナム、タイ、スペイン
いわし	▲ 10億円	韓国、トルコ、クロアチア
真珠（天然・養殖）	▲ 6億円	香港、米国、インド

国・地域別の状況（単月）

輸出額の増加が大きい主な国・地域

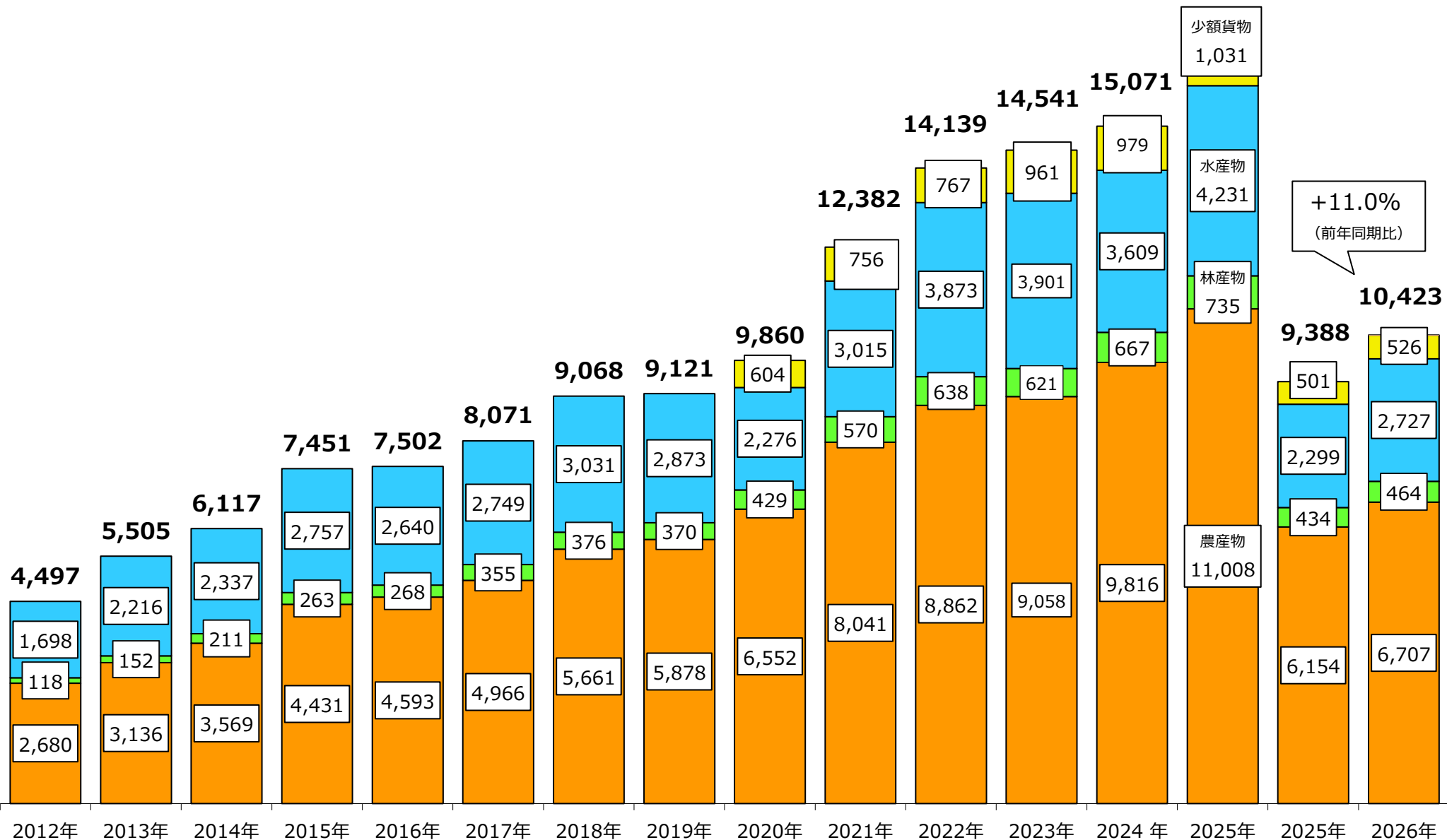
国・地域	増加額	主な増加品目
米国	+76億円	緑茶、ぶり、ウイスキー
韓国	+18億円	ビール、清涼飲料水、牛乳乳製品
中国	+17億円	ビール、丸太、日本酒

輸出額の減少が大きい主な国・地域

国・地域	減少額	主な減少品目
フィリピン	▲ 10億円	たばこ、製材、合板
カンボジア	▲ 4億円	牛乳乳製品
クロアチア	▲ 2億円	いわし

農林水産物・食品 輸出額の推移

(単位：億円)



+11.0%
(前年同期比)

2026年1-7月 農林水産物・食品 輸出額（国・地域別）

順位	2026年1-7月（累計）							2026年7月（単月）				
	輸出先	輸出額 （億円）	金額 構成比 （%）	前年 同期比 （%）	輸出額内訳（億円）			輸出額 （億円）	前年 同月比 （%）	輸出額内訳（億円）		
					農産物	林産物	水産物			農産物	林産物	水産物
1	米国	1,907	19.3	+18.1	1,198	59	650	281	+37.3	196	8	78
2	香港	1,261	12.7	+3.5	771	10	479	161	+6.8	113	2	46
3	中国	1,098	11.1	+5.3	831	227	39	158	+12.0	119	35	4
4	台湾	1,033	10.4	+9.6	817	24	192	151	+10.2	119	3	29
5	韓国	711	7.2	+20.7	457	27	227	100	+22.1	73	4	23
6	ベトナム	628	6.3	+32.1	310	9	309	95	+16.0	50	2	43
7	タイ	474	4.8	+11.6	226	6	241	65	+12.3	31	1	33
8	シンガポール	375	3.8	+20.0	306	4	66	59	+19.4	47	0	11
9	オーストラリア	251	2.5	+17.8	219	2	30	50	+12.7	45	0	5
10	マレーシア	207	2.1	+36.3	152	2	54	28	+19.1	23	0	6
－	E U	685	6.9	+25.9	584	14	87	112	+23.6	97	2	12

2026年の農林水産物・食品 輸出額（1 - 7月）品目別

品 目		金 額 (百万円)	前年同期比 (%)
農 産 物	畜産品	87,545	+10.0
	畜産物	70,034	+9.0
	牛肉	44,384	+15.0
	豚肉	1,830	+18.0
	鶏肉	1,169	▲ 3.6
	鶏卵	5,222	+17.7
	牛乳乳製品	17,428	▲ 5.5
	果樹・野菜等	41,070	+21.3
	りんご	6,847	+39.0
	ぶどう	820	▲ 9.9
	もも	1,566	+48.1
	かんきつ	768	+11.2
	かき・かき加工品	362	+55.9
	なし	46	+324.3
	いちご	5,834	+10.1
	かんしょ・かんしょ加工品	2,714	+35.6
	ながいも	2,292	+5.2
	メロン	698	+3.6
	たまねぎ	51	▲ 21.9
	穀物等	45,893	+5.6
	米（援助米を除く）	8,955	+14.3
	パックご飯等	1,226	+4.8
	その他農産物	128,767	+21.6
	緑茶	58,208	+80.9
	花き	6,212	+52.8
	切り花	1,187	+5.9
	植木等	4,792	+68.5
	たばこ	11,316	▲ 13.1

品 目		金 額 (百万円)	前年同期比 (%)
農 産 物	加工食品	363,854	+11.7
	清涼飲料水	40,299	+13.1
	菓子（米菓を除く）	21,417	+12.2
	米菓（あられ・せんべい）	3,531	+7.3
	ソース混合調味料	46,079	+14.3
	味噌	4,891	+17.8
	醤油	8,190	+7.5
	アルコール飲料	102,017	+14.0
	日本酒	27,352	+4.1
	ウイスキー	34,274	+4.7
	焼酎（泡盛を含む）	1,140	+2.8
林 産 物	農産物計	670,675	+9.0
	林産物計	46,354	+6.7
	製材	6,078	+0.7
	合板	4,919	▲ 3.0
	丸太	19,828	+8.1
水 産 物	木製家具	5,286	+6.9
	水産物（調製品を除く）	232,033	+19.7
	ぶり	48,961	+68.9
	たい	4,978	+3.7
	ホタテ貝	44,028	+6.5
	牡蠣	1,960	▲ 9.4
	真珠（天然・養殖）	22,392	▲ 7.9
	錦鯉	5,577	▲ 6.5
	いわし	9,322	▲ 26.7
	かつお・まぐろ類	11,097	▲ 0.6
	さけ・ます	1,449	▲ 48.1
	さば	23,624	+122.0
	さんま	1,572	+346.6
	すけとうたら	1,689	+85.7
	水産調製品	40,659	+12.6
	なまこ（調製）	5,569	+32.7
	練り製品	7,278	+13.4
	ホタテ貝加工品	3,957	▲ 20.8
	牡蠣加工品	636	▲ 15.8
	水産物計	272,692	+18.6
	農林水産物・食品	989,721	+11.4

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「パックご飯等」は、パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品の合計。政府による食糧援助を除く。

※「ソース混合調味料」は、カレー調製品・マヨネーズ・ドレッシング・酢・ウスターソース類等の合計

※2025年から、「ソース混合調味料」には酢、「製材」には改良木材、「合板」にはLVLやブロックボード等を含む

※農産物計には、詳細の不明な農林水産物3,544百万円を含む

2026年の農林水産物・食品 輸出額（7月単月）品目別

品 目		金 額 (百万円)	前年同月比 (%)
農 産 物	畜産品	15,265	+15.4
	畜産物	11,332	+15.3
	牛肉	7,454	+23.9
	豚肉	295	+37.3
	鶏肉	259	+19.8
	鶏卵	884	+27.0
	牛乳乳製品	2,440	▲ 9.2
	果樹・野菜等	5,491	+23.8
	りんご	232	+24.2
	ぶどう	345	▲ 9.0
	もも	963	+47.0
	かんきつ	58	▲ 13.6
	かき・かき加工品	6	+41.7
	なし	3	▲ 17.6
	いちご	0	—
	かんしょ・かんしょ加工品	340	+33.5
	ながいも	331	+17.8
	メロン	175	+32.7
	たまねぎ	5	▲ 72.1
	穀物等	6,788	+10.7
	米（援助米を除く）	1,393	+32.0
	バックご飯等	211	+0.9
	その他農産物	20,630	+29.7
	緑茶	9,955	+69.4
	花き	154	+20.2
	切り花	88	+29.0
	植木等	46	▲ 7.7
	たばこ	1,737	▲ 12.3

品 目		金 額 (百万円)	前年同月比 (%)
農 産 物	加工食品	55,098	+16.7
	清涼飲料水	6,311	+17.0
	菓子（米菓を除く）	2,868	+7.7
	米菓（あられ・せんべい）	599	+36.3
	ソース混合調味料	6,948	+11.3
	味噌	770	+35.1
	醤油	1,226	+8.2
	アルコール飲料	15,926	+34.5
	日本酒	3,563	+2.9
	ウイスキー	5,451	+43.2
	焼酎（泡盛を含む）	234	+82.1
林 産 物	農産物計	103,272	+11.9
	林産物計	6,962	+9.6
	製材	942	▲ 21.4
	合板	700	▲ 15.5
	丸太	2,843	+42.7
水 産 物	木製家具	885	+6.9
	水産物（調製品を除く）	28,853	+11.6
	ぶり	5,500	+67.7
	たい	666	▲ 7.6
	ホタテ貝	5,838	▲ 8.3
	牡蠣	391	+3.0
	真珠（天然・養殖）	1,407	▲ 30.4
	錦鯉	54	▲ 10.0
	いわし	897	▲ 52.9
	かつお・まぐろ類	1,556	▲ 45.5
	さけ・ます	157	▲ 52.1
	さば	4,255	+83.5
	さんま	62	+49.9
	すけとうたら	331	+236.0
	水産調製品	5,483	+18.1
	なまこ（調製）	851	+48.1
	練り製品	1,161	+20.5
	ホタテ貝加工品	307	▲ 35.6
	牡蠣加工品	64	▲ 47.1
	水産物計	34,336	+12.6
	農林水産物・食品	144,570	+12.0

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「バックご飯等」は、バックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品の合計。政府による食糧援助を除く。

※「ソース混合調味料」は、カレー調製品・マヨネーズ・ドレッシング・酢・ウスターソース類等の合計

※2025年から、「ソース混合調味料」には酢、「製材」には改良木材、「合板」にはLVLやブロックボード等を含む

2026年 1 - 7 月 農林水産物・食品 輸出額（月別）

	農林水産物	前年同月比	輸出額内訳		
			農産物	林産物	水産物
1月	1,221 億円	+28.0%	866 億円	50 億円	305 億円
2月	1,330 億円	+3.3%	864 億円	67 億円	399 億円
3月	1,540 億円	+8.4%	1,036 億円	71 億円	432 億円
4月	1,536 億円	+14.2%	1,008 億円	75 億円	453 億円
5月	1,355 億円	+11.6%	914 億円	62 億円	379 億円
6月	1,471 億円	+6.8%	986 億円	69 億円	415 億円
7月	1,446 億円	+12.0%	1,033 億円	70 億円	343 億円
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
計	9,897 億円	+11.4%	6,707億円	464億円	2,727億円

<少額貨物輸出額>

	少額貨物	前年同期比
1 - 6 月	526億円	+5.0%
7 -12月		
計	526億円	+5.0%

※少額貨物…輸出入申告の際、1 品目20万円以下の貨物に関しては「貿易統計」に計上されておらず、別途調査を行っている。（1 - 6 月、7 -12月の年 2 回集計）

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
※少額貨物は財務省調査を基に農林水産省作成

(参考) 2025年の農林水産物・食品 輸出額 (国・地域別)

順位	2025年1-12月 (累計)						
	輸出先	輸出額 (億円)	金額 構成比 (%)	前年比 (%)	輸出額内訳 (億円)		
					農産物	林産物	水産物
1	アメリカ合衆国	2,762	17.3	+13.7	1,847	88	827
2	香港	2,228	14.0	+0.9	1,354	20	855
3	台湾	1,812	11.3	+6.4	1,364	45	403
4	中華人民共和国	1,799	11.3	+7.0	1,387	345	67
5	大韓民国	1,094	6.8	+20.0	689	40	365
6	ベトナム	954	6.0	+10.6	453	7	493
7	タイ	735	4.6	+17.1	379	11	346
8	シンガポール	563	3.5	+1.2	460	6	98
9	ロシア	414	2.6	+439.3	413	0	1
10	オーストラリア	382	2.4	+16.6	329	2	50
-	E U	997	6.2	+16.2	821	22	154

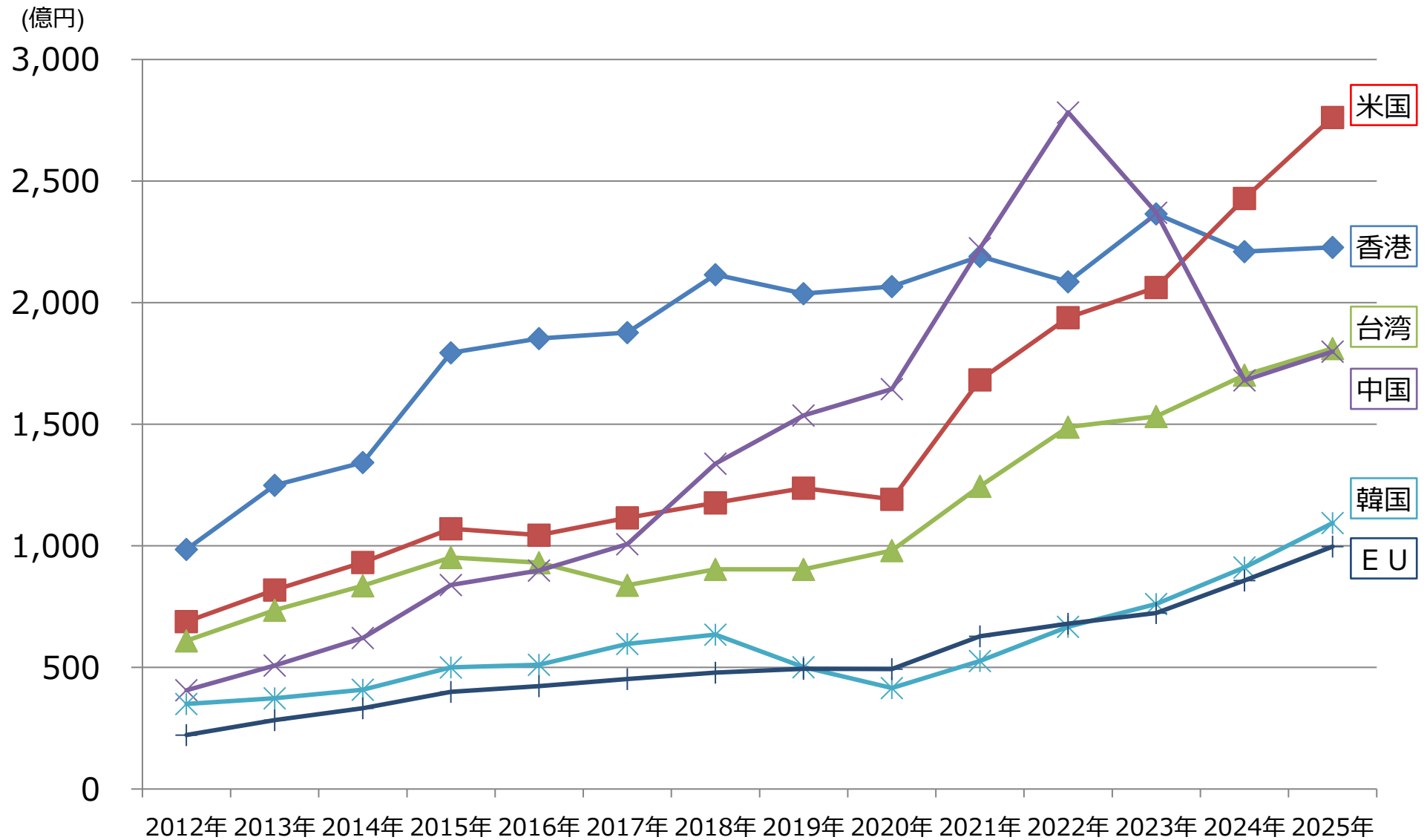
輸出額の増加が大きい主な国・地域 (2025年1-12月)

国・地域	増加額	主な増加品目
米国	+333億円	緑茶、ぶり、かに (冷凍)
韓国	+182億円	ぶり、ビール、いわし
中国	+118億円	錦鯉、ビール、丸太

輸出額の減少が大きい主な国・地域 (2025年1-12月)

国・地域	減少額	主な減少品目
オマーン	▲ 12億円	ソース混合調味料、醤油
グアム (米)	▲ 7億円	牛肉、菓子 (米菓を除く)、りんご
ナミビア	▲ 6億円	錦鯉、かに (冷凍)、かに調製品

国・地域別輸出額の推移



農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要

1. 制定及び改正の背景

- 農林水産物及び食品の輸出拡大に向けては、輸出先国による食品安全等の規制等に対応する必要があることから、輸出先国との協議、輸出を円滑化するための加工施設の認定等について、政府が一体となって取り組むための体制を整備するために制定（2020年4月施行）
- 2025年2兆円、2030年5兆円の輸出額目標に向け、オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等を行う団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する新たな金融上の措置等、更なる輸出拡大に向けた施策を強化するために改正（2022年10月施行）

2. 法律の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚労大臣、経産大臣、国交大臣、復興大臣を本部員とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置。
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画（工程表）の作成・進捗管理を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。

II 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣（※）及び都道府県知事等ができる旨を規定。※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。
- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。
- ・民間の登録発行機関による輸出証明書の発行も可能とする。

III 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

輸出事業者が輸出事業計画を作成し、当該計画の認定を受けた場合に、以下の支援措置を講ずる。

- ・食品等持続的供給推進機構による債務保証
- ・日本政策金融公庫による長期・低利の、設備資金・長期運転資金・海外子会社等への出資・転貸に必要な資金や債務保証
- ・施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例
- ・輸出事業計画の認定手続と農地転用の許可手続のワンストップ化

IV 認定農林水産物・食品輸出促進団体

- ・輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定輸出促進団体）として認定する。
- ・認定輸出促進団体は、輸出先国でのニーズ調査等の調査研究や商談会参加等の需要開拓、輸出事業者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて輸出促進のための規格の策定や任意のチェックオフの業務を行う。

農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議

- 輸入国の規制への対応などの農林水産物・食品の輸出拡大に向けた方策を検討し、実行するため「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」（輸出関係閣僚会議）を設置（2019年4月）
- 2026年6月までに24回開催され、輸入国規制の撤廃・緩和に向けた政府一丸となった取組や、輸出額目標達成のための輸出拡大実行戦略の策定・改訂等について議論等が行われてきた

輸出関係閣僚会議

【議長】 内閣官房長官

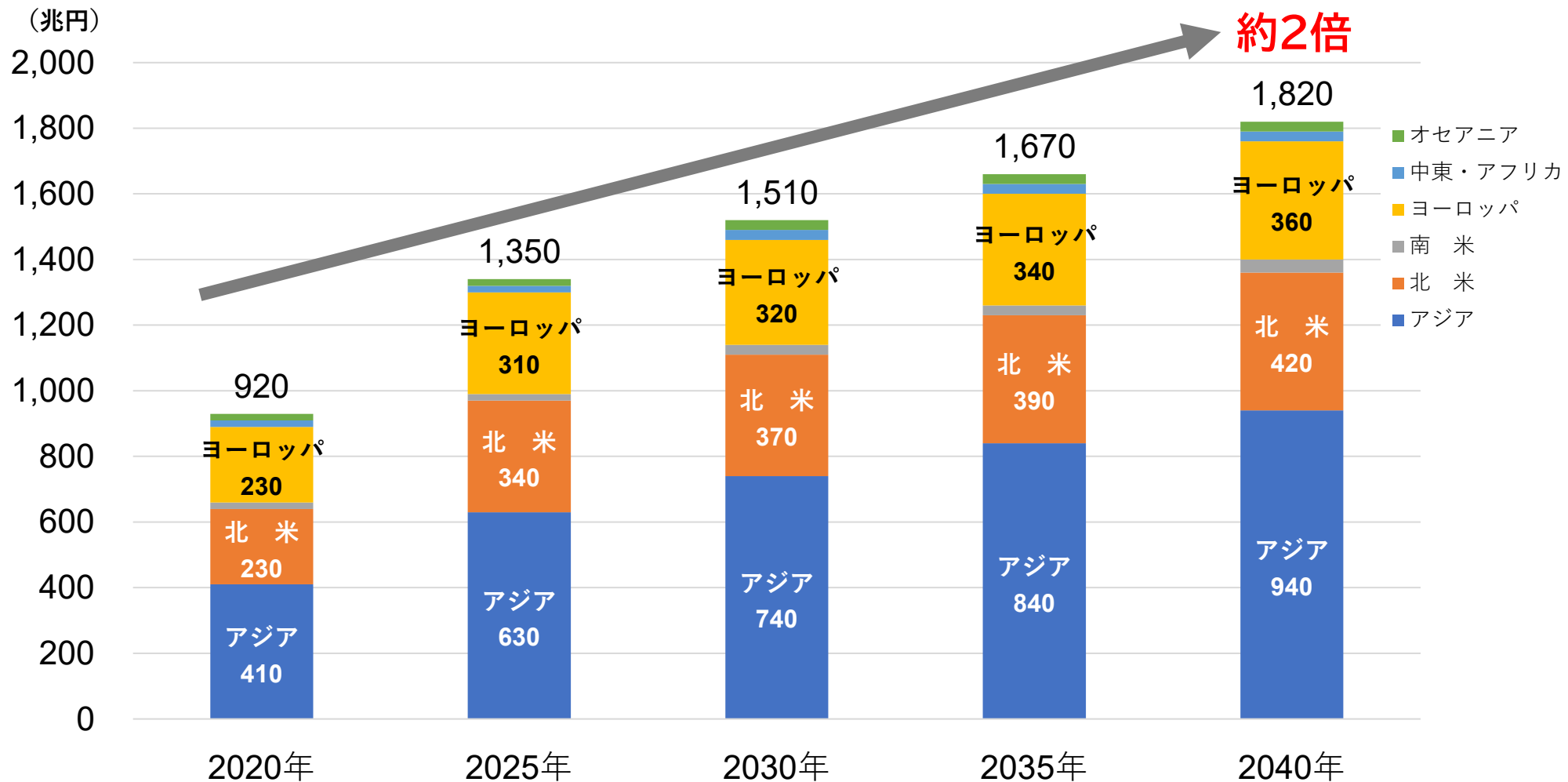
【副議長】 厚生労働大臣、農林水産大臣

【構成員】

地域未来戦略担当大臣、日本成長戦略担当大臣、新しい地方経済・生活環境創生担当、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、デジタル大臣、復興大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

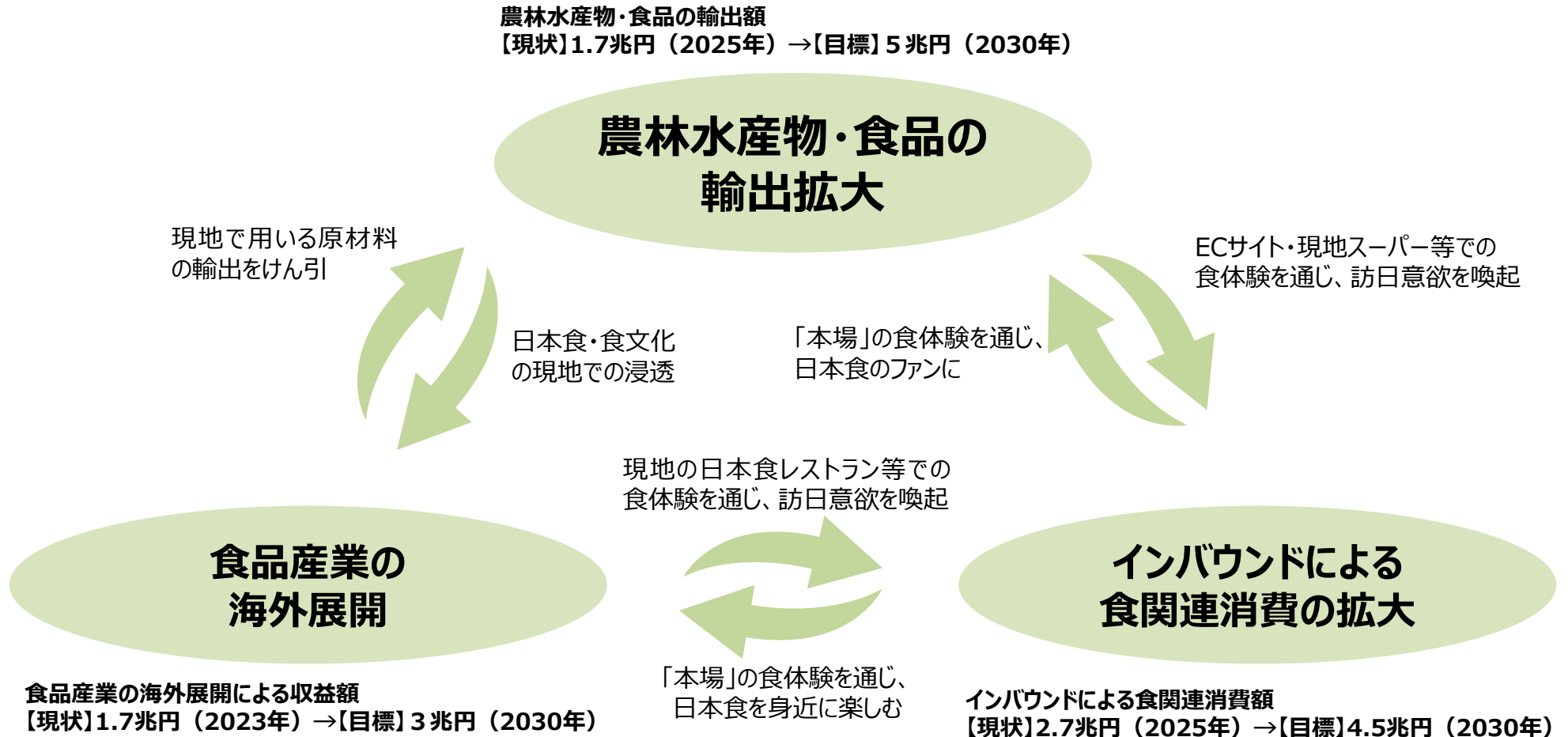
世界の食市場の規模（推計）

- 世界人口の増加等に伴い**アジア、欧米中心に食市場の拡大**が見込まれる
- 約900兆円（2020年）→約1,500兆円（2030年）→約1,800兆円（2040年）



輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

- 農林水産物・食品の輸出拡大を加速すると共に、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大を連携して推進
- これらの相乗効果を通じて、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化（地域の活性化に貢献）



農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 人口減少に伴う国内需要の減少が見込まれる中、生産基盤を強化し、食料安全保障を確保するため、成長する**海外の食市場**を取りこむことが重要
- このため、**農林水産物・食品の輸出拡大**に加え、**食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大**に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を通じて**海外から稼ぐ力**を強化するための戦略を策定（令和7年5月最終改訂）

1. 農林水産物・食品の輸出拡大（2030年5兆円）

①日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 海外で評価される強みがある31の**輸出重点品目、ターゲット国・地域**について**輸出目標を設定**
- **新市場の開拓、輸出先の多角化**
- 地理的表示（GI）やコンテンツの活用により、**高付加価値化**
- **優良品種を守り、新品種を育成・普及を進めるための法制度を検討**

②マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- **マーケットインの発想※**に基づき低コストの生産等ができる**大規模輸出産地**の育成・展開
- 国内から現地まで一貫してつなぐ**戦略的なサプライチェーン**を構築し、横展開

※ 海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格・認証）の産品を専門的・継続的に生産販売しようとするもの。

③政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和**に向けて政府一体となった協議を実施
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産を守り「稼ぎ」に変えるための知的財産対策の強化**

2. 食品産業の海外展開（2030年3兆円）

- 海外現地の**専門家**による規制や税務対応の支援、**コールドチェーン構築の推進**

3. インバウンドによる食関連消費の拡大（2030年4.5兆円）

- 地域の食材や歴史・文化を**ストーリー**にして**旅マエ・旅ナカ・旅アト**で効果的に外国人にアプローチ

輸出重点品目（31品目）の選定

○ 海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な31品目を輸出重点品目に選定

輸出重点品目		海外で評価される日本の強み
牛肉		和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉		とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏肉		
鶏卵		半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳乳製品		香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出に期待。
果樹	りんご	甘くて美味しい食味や外観の良さなど高品質である日本産果実は、アジアを中心に需要が拡大。
	ぶどう	
	もも	
	かんきつ	
	かき・かき加工品	
	なし	
野菜	いちご	日本産のかんしょは甘みが強く、スイーツとしての食べ方の広がりにより、需要が拡大。日本産野菜は、品質の良さからアジアを中心に需要が拡大。
	かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等	
米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品		冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
茶		日本の緑茶の製法は独自の発展を遂げ高い品質。健康志向や日本食への関心の高まりを背景に輸出拡大。
切り花		外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝・ホタテ貝加工品	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
牡蠣・牡蠣加工品	身が厚く濃厚な味わいが特徴、アジアでは日本産牡蠣が浸透。今後は生食用の需要が高い欧米などへの販路拡大にも期待。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
錦鯉	日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気。

輸出重点品目以外でも、輸出事業計画の認定を受けるなど輸出目標とその実行のための課題と対策を明確化する産地等に対しては、引き続き適切に支援

認定農林水産物・食品輸出促進団体（認定品目団体）

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、国が輸出促進法に基づき「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定品目団体）として認定する制度を令和4年10月より開始
- 認定品目団体は、個々の産地・事業者では取り組み難い、非競争分野の輸出促進活動（市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション等）を行い業界全体の輸出を拡大

認定状況

◆ 令和4年10月の制度開始後、29品目16団体を認定

認定品目団体名	対象とする 輸出重点品目
（一社）全日本菓子輸出促進協議会	菓子
（一社）日本木材輸出振興協会	製材、合板
（一社）日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、 本格焼酎・泡盛
（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	米・パックご飯・加工米飯・ 米粉及び米粉製品
（一社）全国花き輸出拡大協議会	切り花
（一社）日本青果物輸出促進協議会	青果物 8品目※1
（公社）日本茶業中央会	茶
（一社）全日本錦鯉振興会	錦鯉
全国醤油工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち醤油
全国味噌工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち味噌
（一社）日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝・ホタテ貝加工品
（一社）日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
（一社）日本畜産物輸出促進協会	畜産物 5品目※2
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうち カレールウ及びカレー調製品
（一社）全国牡蠣協議会	牡蠣・牡蠣加工品

※1 りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、なし、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等

※2 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品

輸出拡大に向けた活動

全米輸によるコメ・コメ加工品のオールジャパンプロモーション



メキシコでの業界向け日本産米セミナー



ドバイ総領事公邸における現地卸とのマッチングイベント

ロゴマーク・和牛証明書によるジャパンブランドの確立



和牛統一ロゴマーク



和牛証明書には二次元コードが付与されており
海外でも個体情報や格付情報を確認できる

青果物のリレー出荷によるスイーツ店での長期間フェア



認定品目団体の輸出拡大に向けた活動

（一社）日本畜産物輸出促進協会

海外食肉学校と連携したカッティング技術の普及

【業界の課題】

和牛の特性を活かした部位ごとの加工・提供方法が十分に浸透しておらず、ロイン系部位へ需要が集中していた。

【課題解決に向けた取組】

海外の現地食肉学校において、和牛のカッティング技術の実演を行うとともに、ロイン系以外の部位（モモ・カタ等）の調理方法を紹介することで新たな需要創出を図った。



現地食肉学校での講義の様子



（一社）日本木材輸出振興協会

日本産スギ・ヒノキ製材の性能検証及び認可取得

【業界の課題】

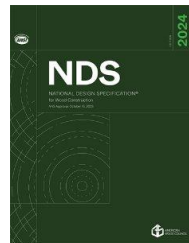
スギ・ヒノキ製材は、米国において設計強度が認可されていなかったため、構造材としての輸出ができていなかった。

【課題解決に向けた取り組み】

米国の大学及び木材検査機関と連携して製材の性能を検証し、米国製材規格委員会（ALSC）にて設計強度の認可を取得した。これにより、構造材としての輸出が可能となった。



米国製材規格委員会での検証



建築の設計指針に掲載

（一社）日本青果物輸出促進協議会

いちごの効率的な航空輸送資材の開発

【業界の課題】

いちごの輸送用段ボールは国内輸送を前提とした規格であったため、航空輸送時にデッドスペースが生じていた。

【課題解決に向けた取組】

慣行規格のパックを過不足なく収納でき、かつ航空輸送用PMCパレットに対応した段ボールを新たに開発した。慣行規格と比較して輸送効率が25%向上し、輸送費が23%削減された。



日本産いちご トレー式段ボール



積載時にデッドスペースができない

（一社）全日本錦鯉振興会

AIを活用したオンライン品評会の開催

【業界の課題】

海外で飼育される錦鯉は、検疫上の制約により日本の品評会に出品できず、海外の愛好家の裾野拡大や需要喚起の機会が限られていた。

【課題解決に向けた取組】

錦鯉の姿形や模様等を評価するAIを開発し、オンライン品評会を開催した。出品者は錦鯉の写真と動画を送付するだけで、海外にいながら日本の品評会に出品できる仕組みを実現し、裾野の拡大につなげた。



AI Koishow審査会場の様子

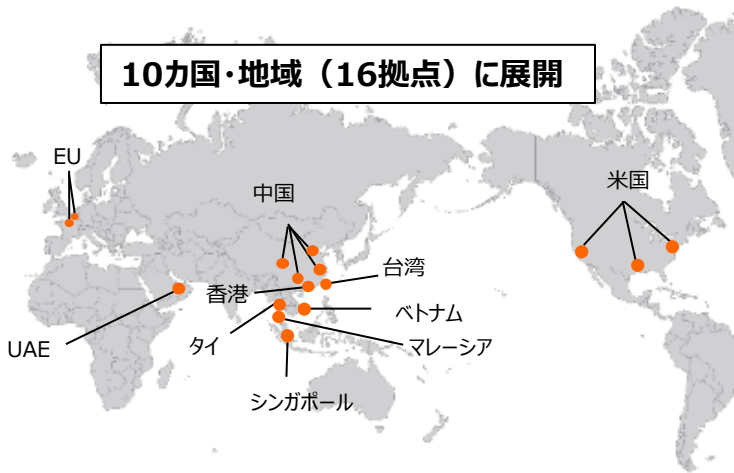


輸出支援プラットフォーム

- 輸出支援プラットフォーム(PF)は、農林水産物・食品の輸出拡大や食品産業の海外展開に向けて、**輸出先国・地域において輸出事業者等の食品関連事業者を包括的・専門的・継続的に支援**するため、在外公館・ジェトロ海外事務所・JFOODO海外駐在員を主な構成員として設立。
- 現地において現地系をはじめとする未開拓の商流の開拓、現地事業者とのネットワークの構築、食品産業の海外展開に向けたサポート体制の強化等、現地発の取組を推進。

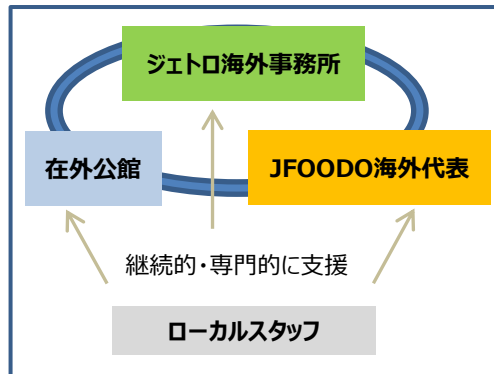
PFの設置国・地域、イメージ

10カ国・地域（16拠点）に展開



設置国・地域	拠点設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州
	成都
台湾	台北
マレーシア	クアラルンプール
UAE	ドバイ

輸出支援プラットフォーム（輸出先国における公的支援）



現地支援

現地のネットワーク構築

PF協議会

- ・ 現地法人
- ・ 現地食品事業者
- ・ 現地レストラン 等

我が国への還元

- ・ 現地の市場・規制情報提供
- ・ 新規規制情報を政府間協議に反映
- ・ オールジャパンでのプロモーション支援
- ・ 効果的PR実施のための助言の提供
- ・ 日本食材や調理方法の普及のためのエデュケーション
- ・ 模倣品に係る疑義情報の受付・相談対応

PFの取組事例

○相談対応及び現地発の情報発信

窓口寄せられる相談に対応するほか、市場や規制等の最新情報を国・地域ごとにまとめた「カントリーレポート」を作成し、PFのHP等で公表。

海外でのプロモーションを効果的にするにはどうしたら？

現地の規制につき困っている

PF協議会に参加したい

各PFに相談窓口を設置

○オールジャパンでのプロモーション活動への支援

都道府県等の意向を把握した上で、オールジャパンでのプロモーションを実施。



現地ライブコマース番組を活用（シンガポール）

○未開拓商流の新規開拓

現地発の戦略の下、非日系の新規商流（小売店やレストランなど）を開拓。



現地スーパーにおいてフェアを実施（香港）

○現地関係者とのネットワーキング

現地関係者※と連携し、販促に繋がるイベントの開催や、ロビイング活動を実施。

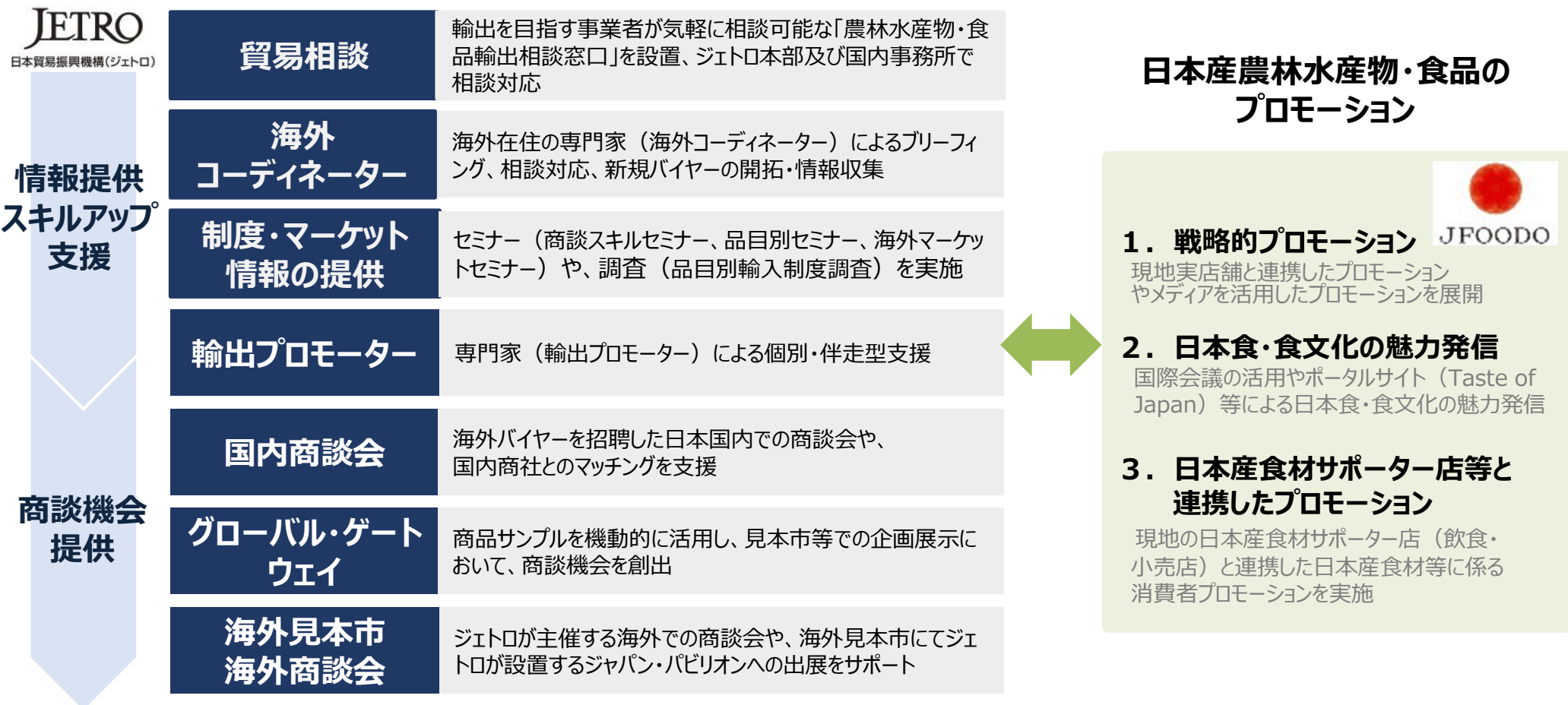
※小売店、レストラン、メーカー、料理学校など



現地小売と連携し、日本産水産物等の試食イベントを開催（米国）

ジェトロ・JFOODOの取組概要

- ジェトロでは、セミナーや相談対応を通じた情報提供・スキルアップ支援、海外見本市や国内外商談会を通じた商談機会の提供など、輸出に取り組む国内事業者への総合的な商流構築支援を実施
- JFOODOでは、海外における日本産農林水産物・食品のブランド構築に向け、消費者向けプロモーションや日本食・食文化の魅力発信を実施



ジェトロによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 情報提供・スキルアップ支援

○ 輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応、専門家による個別支援等を実施

輸出セミナーの開催



輸出を目指す事業者を対象とした、商談スキル向上、最新の海外マーケットやトレンド、品目別での輸出先国の規制や輸出を進めるためのポイント等、テーマ・内容に応じた輸出セミナーを開催。

輸出プロモーターによる個別支援

農林水産物・食品分野の専門家が国内事業者の製品や会社の状況にあわせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随行、商談の立会い、契約締結までを一貫してサポート。

<支援の流れ(例)>



制度・マーケット情報の提供



農林水産物・食品の輸出支援ポータル
<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>
輸出先各国の制度及び市場情報等について調査し、ジェトロポータルサイトで情報を提供。

相談対応

■ 農林水産物・食品輸出相談窓口

輸出を目指す事業者が気軽に相談可能な「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内・海外に設置。

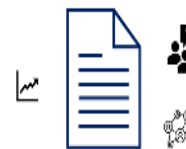


■ 海外コーディネーターによる輸出支援相談

ジェトロが海外に配置する農林水産物・食品分野の専門家（海外コーディネーター）が、Eメール相談、ブリーフィングを無料で実施。

E-mail相談

海外ブリーフィング



海外コーディネーターが、現地市場の概況、トレンド、参考価格、競合他社の有無など、現地に住だからこそ提供できる情報をご相談の内容に応じて調査し、レポート形式でお答えします。



海外コーディネーターとの個別面談となります。海外出張中に現地でもしくはオンラインで、皆様のお悩みやご質問に直接お答えします。

『カバヤ食品株式会社』

《実施エリア》 岡山県

《支援期間》 2021年度～2023年度

《取組内容》 ジェトロの輸出プロモーター（専門家）が、輸出戦略の再構築を支援。定期的な戦略面談を通じて、並行品との差別化を図る販売戦略を構築し、各国の市場ニーズに柔軟かつ速やかに対応したPB商品の開発と配荷拡大が期待されるコンビニエンスストアへの導入を推進した。さらに、積極的な海外展示会や個別商談への参加が奏功し、支援開始時と比較して輸出月額は約4倍に拡大した。



ジェトロによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 商談機会提供

- 海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催、国内商社との商談会開催、商品サンプルを活用したビジネスマッチング支援等を実施

海外見本市出展・海外商談会開催



海外見本市にジェトロが設置するのジャパン・パビリオンへの出展サポート（出展企業・団体を公募）

※一部出展経費を補助（見本市により補助対象・補助率が異なります）

『THAIFEX』

《実施エリア》

タイ・バンコク

《期間》

2025年5月27～31日

《取組内容》

東南アジア最大級の総合食品見本市「THAIFEX 2025」※にジェトロは「ジャパンパビリオン」を設置し、37社・7団体の出展企業を支援した。出展者からは「タイだけではなく、周辺諸国や中東、北米、欧州のバイヤーとも商談ができた」など、成果を実感する声が多く聞かれた。

※ 57カ国・地域から3,231社・団体が出展し、来場者数は約14万人。



国内商談会開催



国内で開催される主要な食品見本市等に合わせて、ジェトロで発掘した海外バイヤーを招聘し、国内事業者との商談会を開催。

商社マッチング開催



日本産農林水産物・食品の輸出を行う国内商社との商談会を国内各地で開催。国内納品、日本円決済など、国内取引に近い形で輸出が可能。

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）の取組概要

○ 日本産農林水産物・食品のブランディングのため、日本産食品に対する海外消費者の利用実態調査等の分析に基づき戦略を策定し、オールジャパンでの消費者向けプロモーションを行う

動画コンテンツ制作・メディア活用

コンセプト訴求動画
(和牛・米国)



ブランドイメージ訴求動画
(水産物・全世界)



プロモーションコンセプトやブランドイメージを訴求するための動画コンテンツを制作し、SNSでの発信やインフルエンサー等による拡散を実施。各国での認知や、喫食意向を向上。

現地実店舗PR

著名バーテンダーを招いた
焼酎のポップアップイベント



現地飲食店と連携した
キャンペーン



日本食材に関わる生産のこだわりのストーリーを現地実店舗で直接魅力的に伝え、喫食意向を向上させ、海外での消費増に繋げる。

PRセミナー

日本茶と食事のペアリン
グメニューの体験セミナー



日本産食材・日本酒のペア
リングの魅力を伝えるセミナー



現地飲食店を起点として、食材とのペアリングの魅力を伝えるセミナーを実施。日本産食材の魅力を発信し、取扱い意向を向上。

ポータルサイトによる情報発信

『Taste of Japan』



海外現地の日本食・食文化のトレンド情報の紹介等、海外消費者に対し、日本食・食文化の魅力を伝える記事を英語・簡体中文・繁体中文・仏語の4言語で制作・発信。

SNS・ECサイトの活用

『Instagram・Amazon』



「日本茶はバランスよく集中もリラックスもできる飲料である」というコンセプトで、米国のミレニアル世代及び健康志向が高い層へストーリー性を訴求。Instagramの情報発信で9.4万人のフォロワーを獲得。プロモーションサイトやECサイトに誘導して、商品購入に繋がった。

日本産食材サポーター店認定制度について

- 農林水産物・食品の海外需要を拡大し輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を、民間団体等が「**日本産食材サポーター店**」として認定する制度を平成28年4月から開始
- 認定された飲食店や小売店は、日本産食材サポーター店認定ロゴマークや認定証の使用を通じ、日本産食材の持つ魅力や特長、ブランドを効果的にPRできるほか、JFOODOが実施する日本産食材のプロモーションイベントに参加することが可能

認定制度

農林水産省

【サポーター店認定に関するガイドラインの策定・提示】

○認定要件

飲食店の場合：

- ・日本産食材を使用した料理や、日本産酒類の**常時提供**
- ・メニュー等において、日本産である旨を**表示**
- ・日本産食材・酒類の**魅力や特長のPR**

小売店の場合：

- ・日本産食材・酒類の**常時販売**
- ・商品棚に、**日本産である旨を表示**
- ・日本産食材・酒類の**魅力や特長のPR**



日本産食材サポーター店
認定ロゴマーク

ガイドラインの提示

届出

運用・管理団体（民間団体1社及びジェトロ）

認定団体になるための申請

認定団体としての認定

認定団体

（流通事業者等 11か国19団体）

サポーター店認定申請

サポーター店認定・定期的な支援

サポーター店認定申請

サポーター店認定

海外の飲食店・小売店

（令和8年3月31日時点サポーター店舗数：約4,000店）

サポーター店と連携したプロモーション



○マニラでの日本産イチゴプロモーション(フィリピン)

＜実施内容＞

- ・日系百貨店「三越BGC」でメディア向けイベントと顧客向け試食会を開催。館内飲食店で日本産イチゴの特別メニューを販売し、購入客にはミニデザートを提供。現地系高級スーパー「マーケットプレイス」でも試食を実施。

サポーター店の活動例

- 世界各国のサポーター店において、ロゴマークをメニューに入れたり、サポーター店認定証を店頭に表示したりするなど、顧客に対して積極的に日本産食材の利用をPR。
- ジェトロ・JFOODOがサポーター店と連携して実施する日本産食材のプロモーションを支援。

聘珍樓（ヘイチンロウ） 香港（中国）

- 料理長の廖偉成（リャウウェイチン）氏は、日本産食材の安定した品質の高さ等の優位性を感じ積極的に日本産食材を調達。
- ロゴマーク等でサポーター店のPRを実施し、顧客から料理と品質の信頼を獲得。



ブランド化等による高付加価値化①（G I の更なる活用促進）

- 地理的表示（G I）製品は、地域に根差した特性を有する我が国ならではの製品
- G I 法施行後10年を迎え、国内軸足のG I 普及から、**インバウンド増加等を効果的に活用した、海外への普及・ブランド化へと取組を進展**させ、食関連消費の拡大、輸出拡大を図る。また、G I 制度による名称・ブランド保護を通じた輸出環境の整備に向け、**制度のあり方も含め検討を進める**

製品のブランド価値を「高める」 — 需要者への魅力訴求

課 題	当面（令和7年～）の対応	中期的対応
■ 我が国GIの価値向上に向け、国内だけでなく、海外においても認知を高める必要 ➢ インバウンド客をターゲットに外国人の認知向上に向け、GI産品を核として地域の魅力訴求を推進 ➢ 中期的には、海外市場において我が国GIを目にする機会の増大	プロモーション【旅マエ】 ・ 外国人向けインバウンド情報サイト・雑誌において、我が国GIプロモーションを強化 観光コンテンツ化【旅ナカ】 ・ GI産品の観光コンテンツ化に向け、観光庁等と連携し、地域のDMO等との連携のほか、「語り部」育成、広報資材の作成等を支援	海外市場の消費拡大【旅アト】 ・ 旅ナカを経験したファンの旅アトへの訴求に向け、海外現地のECサイト・小売・外食における取扱拡大 ・ 輸出産品へのGIマーク貼付を推進し、海外市場における認知向上

- 我が国GIの価値向上に向け、国内だけでなく、海外においても認知を高める必要

- インバウンド客をターゲットに外国人の認知向上に向け、GI産品を核として地域の魅力訴求を推進



- 中期的には、海外市場において我が国GIを目にする機会の増大

プロモーション【旅マエ】

- ・ 外国人向けインバウンド情報サイト・雑誌において、我が国GIプロモーションを強化



茶房でのGI八女伝統本玉露のペアリング体験

観光コンテンツ化【旅ナカ】

- ・ GI産品の観光コンテンツ化に向け、観光庁等と連携し、地域のDMO等との連携のほか、「語り部」育成、広報資材の作成等を支援



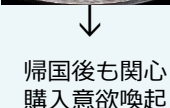
クルーズトレインななつ星でのGIくにさき七島蘭表の体験

海外市場の消費拡大【旅アト】

- ・ 旅ナカを経験したファンの旅アトへの訴求に向け、海外現地のECサイト・小売・外食における取扱拡大



日本滞在中に地域の食を体験



帰国後も関心購入意欲喚起

- ・ 輸出産品へのGIマーク貼付を推進し、海外市場における認知向上

製品のブランド価値を「守る」 — 模倣品対策

課 題	当面（令和7年～）の対応	中期的対応
■ GI等を活用し模倣品を排除していく必要 ➢ 当面、著名産品の掘起しと、外国におけるGI・商標の活用を推進 ➢ 中期的には、輸出産品のGI登録の推進と、GI相互保護国の拡大	事前対策支援 ・ 産地の知財保護戦略の策定と実践を伴走支援 ・ サポートデスクによるGI申請支援 ・ 海外におけるGI・商標等の権利取得支援 事後対応支援 ・ 専門家によるコンサル、警告・訴訟等の支援 ・ 特許庁、輸出支援プラットフォームと連携した現地当局への働き掛け	・ 現行GI制度の下では登録困難（生産者の合意形成が困難）な産品が登録可能となるスキームを検討 ・ GI相互保護国の拡大による模倣品対策の充実

- GI等を活用し模倣品を排除していく必要

- 当面、著名産品の掘起しと、外国におけるGI・商標の活用を推進



- 中期的には、輸出産品のGI登録の推進と、GI相互保護国の拡大

アメリカ合衆国を生産地とするKOBÉ BEEF（海外ECサイトで発見）

事前対策支援

- ・ 産地の知財保護戦略の策定と実践を伴走支援
- ・ サポートデスクによるGI申請支援
- ・ 海外におけるGI・商標等の権利取得支援

事後対応支援

- ・ 専門家によるコンサル、警告・訴訟等の支援
- ・ 特許庁、輸出支援プラットフォームと連携した現地当局への働き掛け

- ・ 現行GI制度の下では登録困難（生産者の合意形成が困難）な産品が登録可能となるスキームを検討

- ・ GI相互保護国の拡大による模倣品対策の充実

農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（第22回）資料

ブランド化等による高付加価値化②（コンテンツ、伝統的酒造り）

- 日本食・食文化の魅力を対外的に効果的に伝え、ブランド価値向上につなげるため、
 - ① 日本の食の魅力を高める**コンテンツ（食・旅の番組）**の海外での配信拡大や、日本の**アニメと食の組み合わせ**による日本食・食文化の海外発信を促進
 - ② 「**伝統的酒造り**」のユネスコ無形文化遺産登録も追い風とした日本産酒類のPRを推進

①コンテンツを有効活用した海外需要の獲得（経産省と連携）

海外での食関連コンテンツの配信拡大

- ・ FAST（広告付き無料ストリーミングTV）内に開設する**日本食チャンネル**の普及を支援
FAST…Free Ad-supported Streaming Television

【チャンネル開設イメージ】

既存のFAST内に、日本食チャンネルを創設

Food & Home



日本食チャンネル

全国各地のグルメ番組や話題の食ドラマなどを集め、オールジャパンで日本食の魅力を海外へ発信



顕彰の創設

- ・ 既存の顕彰制度と連携し、2026年度より**日本食海外普及コラボ特別賞**を創設
- ・ セミナーを通じて、食品業界への優良事例（受賞作品）の横展開や食×コンテンツの連携を企画できる人材を育成
- ・ 海外需要創出のため、**食品産業がコンテンツを積極的に活用することを促進**



既存の顕彰制度「京都アニメのつくりアワード」
（アニメ等×産業によるプロモーションを表彰）

②「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録も追い風とした日本産酒類のPR

- ・ 2025年3月ドイツで開催された**世界最大級のアルコール飲料見本市「ProWein」**
（65カ国から約4,200社が出展、128カ国から約4万2,000人が来場）に日本酒造組合中央会（11の蔵元）の**ブースを出展**



- ・ 日本酒や焼酎のセミナーや商談の際、「**伝統的酒造り**」のユネスコ無形文化遺産登録を紹介するパンフレットを用いてPR

- ・ **インバウンドが多数来客すると期待される2025大阪・関西万博会場**において、「**伝統的酒造り**」や**日本産酒類をPRする国税庁ブースを出展***（2025年6月）

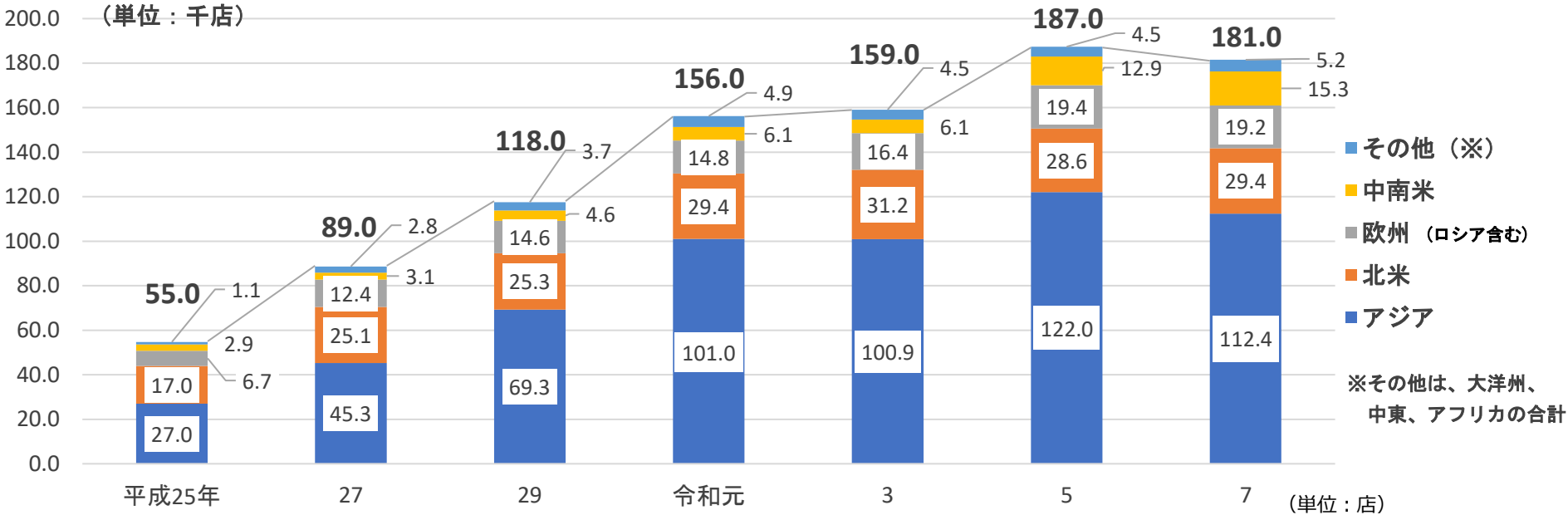
*農林水産省・国税庁・文化庁が協力して行う日本の食・農林水産業の魅力発信イベントの一環



海外における日本食レストランの概数（推移）

令和 7 年11月28日

- 2025年の海外における日本食レストランは、2023年の約18.7万店から減少し約18.1万店
約5.5万店(2013年)→約8.9万店(2015年)→約11.8万店(2017年)→約15.6万店(2019年) →約15.9万店(2021年)→約18.7万店(2023年) →約18.1万店(2025年)
(2年間で1.6倍) (2年間で1.3倍) (2年間で1.3倍) (2年間で微増) (2年間で1.2倍) (2年間で微減)
- 地域別増減は、中南米約0.2万店増/アジア約 1 万店減



	アジア	北米	欧州	中南米	大洋州	中東	アフリカ	合計
平成25年 (2013)	約27,000	約17,000	約6,700	約2,900	約700	約250	約150	約55,000
平成27年 (2015)	約45,300	約25,100	約12,400	約3,100	約1,850	約600	約300	約89,000
平成29年 (2017)	約69,300	約25,300	約14,600	約4,600	約2,400	約950	約350	約118,000
令和元年 (2019)	約101,000	約29,400	約14,800	約6,100	約3,400	約1,000	約500	約156,000
令和3年 (2021)	約100,900	約31,200	約16,400	約6,100	約2,500	約1,300	約700	約159,000
令和5年 (2023)	約122,000	約28,600	約19,400	約12,900	約2,500	約1,300	約690	約187,000
令和7年 (2025)	約112,400	約29,400	約19,200	約15,300	約2,800	約1,600	約800	約181,000

国・地域別概数についてはこちら▼



(出所)「海外における日本食レストラン数調査」 (平成25年、27年、29年、令和元年、3年、5年、7年) 外務省調べに基づき、農林水産省において集計。本調査は隔年で実施。

海外における日本食・食文化発信の担い手育成①

- 輸出拡大に向けた新たな市場の開拓のためには、**海外で日本食の提供を担う外国人料理人の日本食・食文化に対する理解を深め、日本産食材を継続的に扱う日本食レストランを増加させることが重要**
- このため、以下の取り組みを通じ、**海外における日本食・食文化発信の担い手となる人材を育成**

①海外日本食料理人育成のための招へい研修支援（2016年～）

- ・ 毎年約10名の料理人を招へいし、国内料理店での実践的研修の取組を支援。これまでに100名以上が研修を修了
- ・ 研修修了後は、海外の日本食レストラン等で日本産食材を継続的に使用するなど、日本食・食文化の普及に貢献
- ・ 2026年度から、従来の招へい研修に加え、国内料理学校における短期研修の取組を支援



②日本料理の調理技能認定推進支援（2016年～）

- ・ 日本料理に関する知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を、農林水産省の「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に沿って民間団体等が3段階で認定（約4,000人）
- ・ 講習会、認定試験、制度説明会等の開催支援を通じ、外国人料理人の日本食文化等に関する知識を向上



③外国人日本料理コンテストの開催支援（2013年～）

- ・ 本格的な日本料理や外国人に親しみのある寿司について、世界中の外国人料理人が調理技術等を競うコンテストの開催を支援
- ・ 海外メディアと連携し、日本食・食文化及び日本産食材の魅力を広く発信



④海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援（2024年～）

- ・ 海外の料理学校等への日本人料理人・招へい研修修了者の派遣や講座のカリキュラム作成を通じ、海外の料理学校等での日本食講座の開設を支援



⑤日本料理技能修了生の海外におけるネットワーキング強化（2026年～）

- ・ ①～④の事業へ参加実績のある外国人料理人や日本産食材を扱う輸入卸業者等を対象に、海外において日本産食材の活用を促進するセミナー及び情報交換会を実施
- ・ 参加者同士でネットワークが構築されることにより、現地における日本産食材の活用の促進に貢献



海外における日本食・食文化発信の担い手育成②

- 日本食・食文化や日本の農林水産物・食品の魅力を広く国内外に効果的に発信するため、「**日本食普及の親善大使**」「**日本食海外普及功労者**」を任命
- 事業を修了した育成料理人及び親善大使は、日本料理コースのプログラムを提供する**教育機関の設立**や、日本食講座や日本食についての**ワークショップの実施**など、海外において更なる日本食・食文化等の魅力発信に貢献

日本食普及の親善大使

- 親善大使は、料理講習会等独自に行う活動やメディアでの情報発信等を行うほか、農林水産省が実施する外国人による日本料理コンテストの審査員や、外国のシェフ・レストラン経営者等向けの日本食普及セミナーの講師等に協力。
- 2015年2月に創設し、2026年2月現在、71か国・地域で225名が活動。



シナン・ダムガジオール
Sinan Damgacioglu

活動国：トルコ

招へい研修事業 2016年度卒（1期生）

日本食普及の親善大使（2024年度）

イスタンブールの料理学校に**本格的な日本料理コースを2024年に開設**。また、他の招へい研修修了生とともに、日本料理コースのプログラムを提供する**教育機関を設立**し、調理技能認定制度の普及及び認定活動に貢献。

日本食海外普及功労者表彰

- 海外での日本食・食文化又は日本の農林水産物・食品の紹介、普及等に多大に貢献してきた者（日本食海外普及功労者）に対し、農林水産大臣賞を授与。
- 2006年度から開始し、2025年度までに88名（39か国・地域）を表彰。

※2020年度からは、受賞対象者を日本食普及の親善大使に限定。



テルマ・由佳・清水・白石

活動国：ブラジル

日本食普及の親善大使（2019年度任命）

日本食海外普及功労者表彰受賞（2022年度）

2007年から日本食レストラン「藍染」のオーナーシェフとして活躍。親善大使任命後は、当省が主催する世界最大規模のイベント「**サンパウロ日本祭り**」にて、日本食・食文化等に関する**セミナー講師として協力**。そのほか当地の多くのメディアを通じて日本食・食文化を広く発信。

我が国の優良品種の海外流出

- かんしょの「べにはるか」は、韓国で栽培が拡大しているほか、中国や東南アジアにおいても栽培が確認されている。かんきつの「あすき」は中国のインターネットサイトにおいて、**日本での品種登録前の時点で結実している苗木の写真が掲載**
- 海外で我が国品種の生産・販売が無秩序に拡大していくことは、**国内からの輸出品との競合、日本の農産物のブランド価値の毀損**につながる

べにはるか（かんしょ）

べにはるか（2010年に日本で品種登録）は、2015年頃に韓国で栽培が開始され、2019年には韓国国内のかんしょの作付の40%近くを占めるまで栽培が拡大したとされている。中国では一定規模の産地が確認されているほか、タイやインドネシアでも栽培が確認されている。



韓国の量販店で販売されているべにはるか

あすき（かんきつ）

あすきは、2017年に日本で品種登録出願、2020年12月に国内で苗木販売を開始し、2022年に品種登録されたが、中国のインターネットサイトにおいて、2020年4月時点で**結実している苗木の写真とともに、糖度が高いなど果実品質の評価が掲載**。



（写真：農研機構）

種苗法の一部を改正する法律の概要

- 育成者権者の許諾を得ない海外流出が続いている中で、育成者権が付与される前の出願品種の流出や種苗の海外持出制限の実効性の強化といった課題が明らかに
- 育成者権の保護を強化するための本法律が令和8年7月17日に成立

法律の概要

1 育成者権の存続期間の延長（第19条第2項）

新品種育成において高温耐性と多収性など複数の形質を付与するには高度な技術と労力を要するようになっており、また、優良品種を用いた産地形成（種苗増殖と成木化に加えて、生産技術の確立・普及）に長期間を要する実態を踏まえて、育成者権の存続期間（現行25年、永年性植物は30年）を10年延長する（UPOV条約では20年以上と規定、加盟国の最長は30年（永年性植物は35年））。

2 植物新品種の流出防止対策の強化

（1）品種登録出願中の保護（第14条の2）

品種登録において出願から登録までには栽培試験等により数年間を要し、その出願期間中（育成者権の保護が無い期間）に種苗が海外に流出している実態を踏まえて、出願品種の種苗の輸出の差止めを行うことができることとする。

（2）種苗の輸出目的の保管の制限（第21条第2項、第21条の2第1項）

育成者権者の許諾無しでの種苗等の海外持出しの制限（輸出先国の指定）の実効性を高めるため、種苗等の海外持出し（輸出）の前段階である海外持出し（輸出）目的での保管（例えば輸出向けの倉庫での保管）にも育成者権の効力が及ぶこととする（育成者権の消尽の例外的追加）。

（3）育成者権侵害に対する訴訟上の救済の強化（第34条、第35条の3）

- ① 育成者権者の損害額（許諾料相当額）の算定の際に、侵害があったことを前提として通常の許諾料相当額よりも高い額とすることができることとする。
- ② 登録品種の名称で販売された種苗について、訴訟上、実物の確認を要せずに当該名称の品種であると推定する規定を創設する（立証責任の一部を育成者権者から侵害者に転換）。

（4）外国からの登録品種の種苗等の逆輸入の制限（第21条第2項）

育成者権者等が国外で登録品種である種苗等を譲渡した場合において、育成者権が消尽せず、当該種苗等の我が国での利用（外国からの輸入を含む。）に育成者権の効力が及ぶことを明確化する。

（5）種苗の貸渡し（リース）に関する保護の強化（第2条第5項等）

育成者権の効力が及ぶ範囲に種苗の貸渡し（リース）を追加する。

（育成者権者が種苗の所有権を保持した上で種苗の貸渡し（リース）を行う場合に、当該リース行為及び対象の種苗に育成者権の効力が及ぶこととなり、保護を強化）

3 その他（第15条の2、第37条の2、第75条）

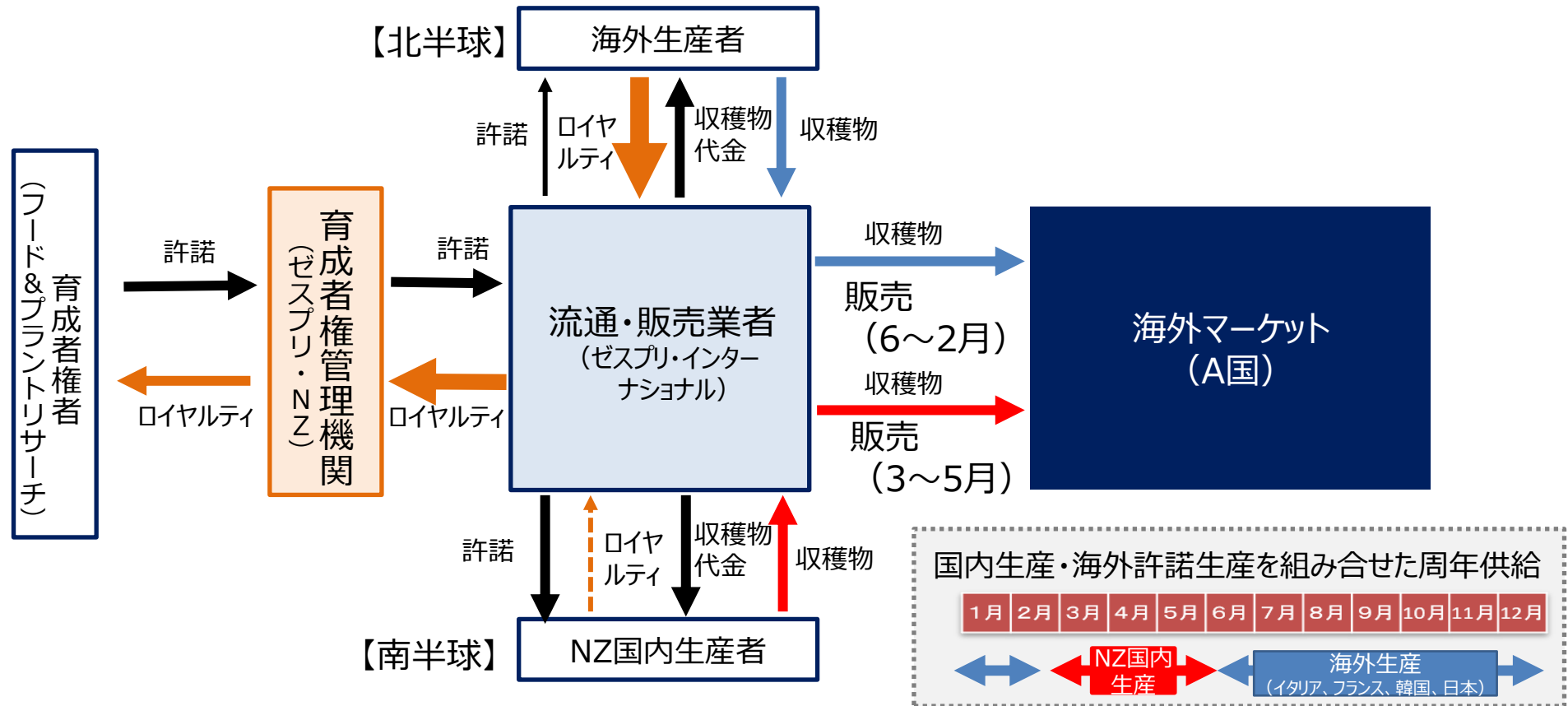
- ① 早期に実用化する必要性が高い出願品種について優先して品種登録出願の審査をできることとする。
- ② 特許法に倣い、紛争の解決のために裁判所が広く一般から意見を募集できる制度を創設する。
- ③ 登録品種の名称使用義務違反に係る過料を引き上げる（現行10万円を20万円に引き上げ）。

施行期日

令和8年12月1日から施行する。
ただし、1及び2（4）については、
公布の日から施行する。

海外で成功しているライセンスビジネスの事例（ゼスプリ）

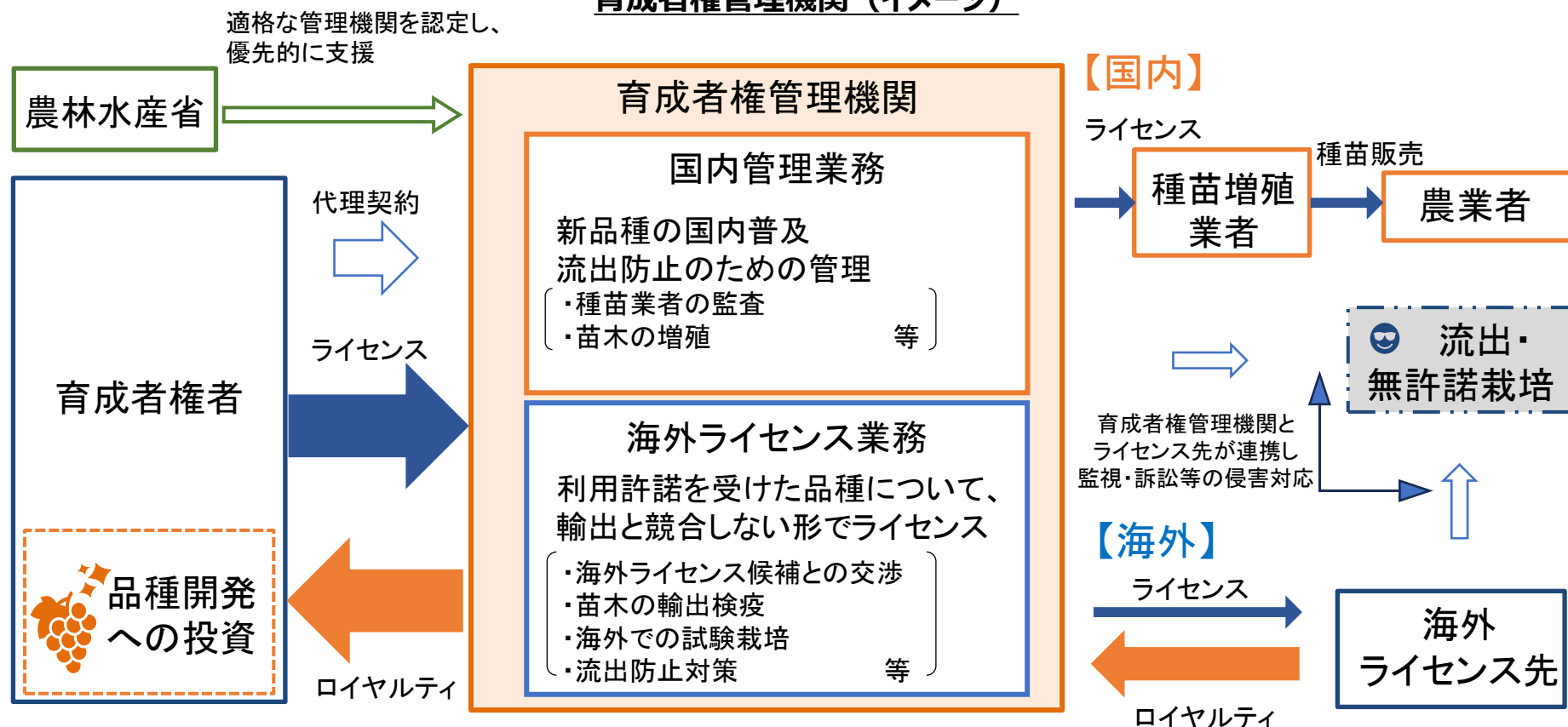
- ゼスプリはニュージーランド産のキウイと、その端境期の北半球における**ライセンス生産を組み合わせることにより周年供給を実現**し、海外での棚を確保
- 育成者権者からの委託を受ける形でゼスプリが生産者にキウイ品種の利用許諾を行うとともに、**苗木の供給はリース方式で実施することで厳格な管理**（育成者権が消耗しない）を可能としている
- NZ国立研究機関である育成者権者は**ロイヤルティも活用し、ゼスプリと共同して新品種を開発**し、近年も産地で品種の入れ替えが進められている



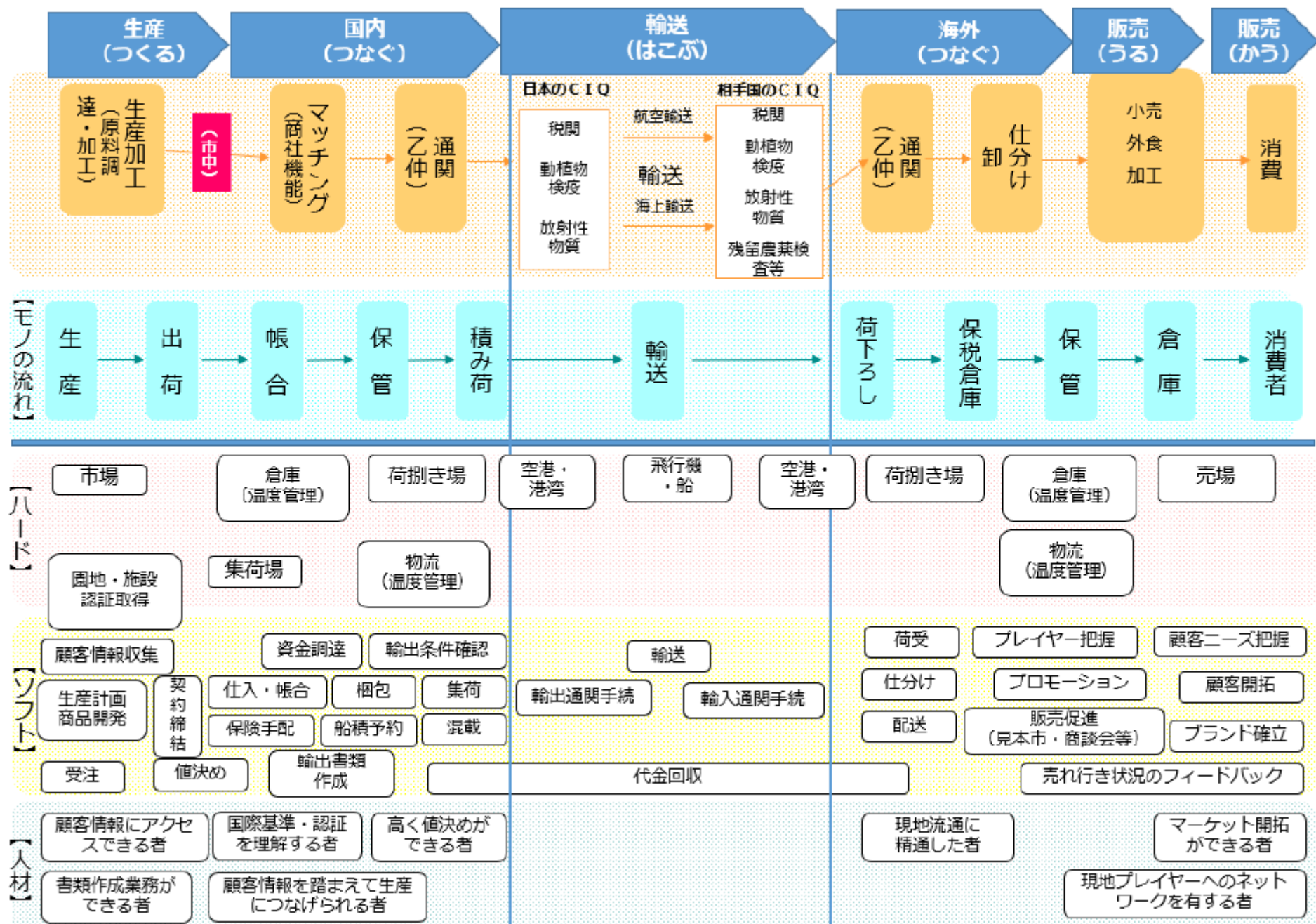
育成者権管理機関について

- 優良品種は、我が国農業の強みの源泉であり、この強みを最大限生かせるよう、**優良品種の適切な管理、産地化・ブランド化**、更には競争力の高い**新品種の開発**につなげる**サイクルを確立することが重要**
- 優良品種について、海外での無断栽培を抑止しつつ、海外からの稼ぎにつなげていくため、専門性のある**育成者権管理機関を立ち上げ、事業を開始**（㈱J-PLANTSを令和8年7月17日に輸出・国際局長が認定）
- 育成者権管理機関では、
 - ① **品種の流出防止に向けた国内管理**
 - ② **海外での無断栽培を抑止しつつ、輸出と競合しない形で海外ライセンスを実施**

育成者権管理機関（イメージ）



輸出の流れと必要な機能



輸出事業計画の策定・実行支援

輸出事業計画の認定制度とは

- 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者が、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（輸出事業）に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる制度（令和2年度から実施）

これまでの認定数（累積）

輸出事業計画**874件**を認定（令和8年8月末時点）

主な計画記載事項

- ① 輸出事業の**目標**
- ② 輸出事業の対象となる**農林水産物・食品**及び**輸出先国**
- ③ 輸出事業の**内容及び実施期間**
- ④ 輸出事業の実施に必要な**資金額・調達方法**
- ⑤ その他農林水産省令で定める事項
 - －輸出事業の対象となる農林水産物・食品の**輸出の現状**
 - －輸出拡大に向けた**課題**

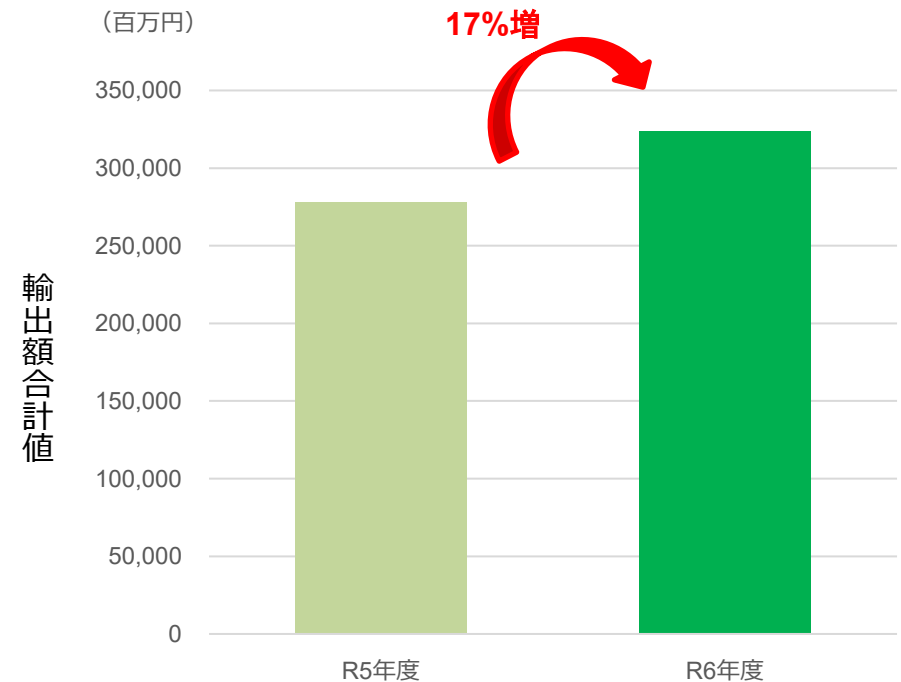
支援措置

- 各種輸出関連予算事業に対する優遇措置
- 農林水産物・食品輸出基盤強化資金
- 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度
- 食品等持続的供給推進機構による債務保証
- 農地転用手順のワンストップ化

このほか、国からのフォローアップを希望する認定輸出事業者に対しては、関係機関と連携しながら各地方農政局等からフォローアップを実施。

輸出事業計画策定者の輸出額実績

令和6年度における輸出事業計画策定者（有効回答数459事業者※）の輸出額合計値は、前年と比較して**増加**。



※：令和7年12月時点で、令和5年度及び令和6年度の輸出額実績が把握できる輸出事業計画策定者数

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置（R7年度補正予算）

優先採択（ポイント加算等）

1 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

①GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援。

②加工食品輸出先国多角化等支援事業

加工食品の輸出拡大に向けて、地域の食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援。

③有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

農産物等輸出の拡大に向けて、農業者等が行う有機JAS認証、GAP等認証の取得、輸出向け商談等を支援。

④水産エコラベル認証取得支援事業

資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル認証の取得を促進する取組を支援。

2 サプライチェーン連結強化緊急対策

販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、非日系市場等への輸出に向け、国内生産者と現地系販売事業者等をつなぐ一気通貫した商流づくりを推進する取組を支援。

3 ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立緊急対策のうち

水産物輸出加速化連携推進事業

生産・加工・流通・販売にわたる関係者の連携体制の構築・強化、付加価値向上・省力化等のための機材・機器、情報共有システム整備等、商品開発や販売ルート開拓に対して支援。

4 輸出環境整備緊急対策事業のうち

①輸出先国の規制に対応した農畜水産物のモニタリング検査緊急支援事業

輸出先国が求める農畜水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を支援。

②植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業

海外における知的財産権の取得や侵害への対策に必要な費用を支援。

③模倣品等対策事業

我が国農林水産物・食品の海外における模倣品の調査や侵害事例に応じた対策に係る助言を行う。

5 新市場開拓プロジェクト緊急対策事業のうち

インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

シームレスな輸出を可能とするために対応すべき課題（言語、添加物、表示事項等）の解決に向けた取組や観光庁のインバウンド消費動向調査を補完する調査を実施。

6 みどりの食料システム戦略緊急交付金のうち

①グリーンな生産体系加速化事業

「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援。

②有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

③先進的有機農業拡大促進事業

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援。

7 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。

8 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援。

9 農業農村整備事業

（TPP等関連対策、食料安全保障の強化対策、農業構造転換集中対策）

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化等を推進。

10 農業農村整備関連事業（農地耕作条件改善事業）

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援。

11 農業農村整備関連事業（大区画化等加速化支援事業）

農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組等を支援。

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置（R7年度補正予算）

優先採択（ポイント加算等）

12 林業・木材産業国際競争力強化総合対策（木材製品等の輸出支援対策）のうち

◎ 木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援。

◎ 特用林産物の需要拡大

特用林産物の輸出の課題解決に向け、輸出先国におけるニーズ把握及び法令の情報収集や、特用林産物の生産者等が行う輸出に係る課題解決に向けた取組を支援。

13 ◎ フードテック支援対策事業

民間団体等が行う、社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証・実装に対する支援を実施する。また、フードテックに取り組む事業者の横展開及び消費者への普及促進を図るため、実証成果のウェブページ作成、セミナー開催等の取組を支援。

14 ◎ 担い手確保・経営強化支援事業

担い手の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援。

15 ◎ 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援。

16 ◎ 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援。

17 品目団体等輸出力強化緊急対策のうち

◎ 重要市場の商流維持・拡大緊急対策

重要市場（輸出拡大実行戦略で品目別輸出額目標を定める国・地域）における輸出商流の維持・拡大に向けて、事業者が日本製品の競争力強化を図るために行う取組（プロモーション、商談会、商品の高付加価値化、コスト削減等）を支援。

以下に掲載される各種事業においては、事業を活用するに当たって輸出事業計画の策定等が必要となります。
※事業によって要件や輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

輸出事業計画の策定が必要となる事業

【令和7年度補正予算】

- ・ グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち
 - ① GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト
 - ② 加工食品輸出先国多角化等支援事業
 - ③ 青果物輸出産地体制強化加速化事業
 - ④ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業
- ・ 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業
- ・ 畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち
 - ① 食肉等流通高度化・輸出拡大事業
 - ② 生乳需給調整高度化・輸出拡大事業

- ・ 水産物輸出促進緊急基盤整備事業
- ・ 卸売市場緊急整備事業のうち輸出拡大に向けた卸売市場の高度化

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置（R8年度当初予算）

優先採択（ポイント加算等）

1 強い農業づくり総合支援交付金のうち

(1)食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援。

＜食料システム構築計画のみなし措置＞

(2)産地基幹施設等支援タイプ

産地の収益力強化に必要な産地基幹施設の整備等を支援。

2 農業農村整備事業

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化等を推進。

3 農業農村整備関連事業（大区画化等加速化支援事業）（新規）

農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援。

4 農業農村整備関連事業（農地耕作条件改善事業）

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等に必要取組等をハードとソフトを組み合わせさせて支援。

5 農業農村整備関連事業（畑作等促進整備事業）

畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援。

6 林業・木材産業循環成長対策（優先採択）

川上と連携して木材の安定的・持続可能な供給体制の構築等に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。

7 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

(1) グリーンな生産体系加速化事業

「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援。

(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

8 米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち

業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち新市場開拓用米の販売拡大の取組

G F P に登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組を支援。

9 米・米加工品輸出拡大推進事業（新規）

日本産米・米加工品の更なる輸出拡大に向け、進出候補先国・地域の市場リサーチや海外需要開拓・定着、海外需要に応える環境整備等の取組を支援。

10 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

11 ◎農地利用効率化等支援事業

地域計画の目標地図に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善に取り組む場合に必要農業用機械・施設の導入を支援。

12 ◎地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要農業用機械・施設の導入を支援。

13 農家負担金軽減支援対策事業

担い手への農地集積が図られる地区等において、土地改良事業等の農家負担金の償還利子相当額を助成する。

14 中山間地農業ルネッサンス推進事業

地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化等に関する具体的な取組を推進する取組を支援。

15 サプライチェーン連結強化プロジェクト事業

国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。

16 グローバル産地づくり推進事業のうち

大規模輸出産地モデル形成等支援事業

地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。

17 輸出環境整備推進事業のうち

(1) 農畜水産モニタリング検査支援事業

輸出先国・地域が求める、農畜水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセウ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援。

(2) 輸出先国規制対応支援事業

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている国際的認証の取得、輸出先国の要件に適合する施設の認定、輸出先国の規制に関する講習会等の開催、輸出先国検査官の招へい等に係る事業者の取組を支援。

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置（R8年度当初予算）

優先採択（ポイント加算等）

18 植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業

品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策に係る経費を支援。

19 農業知的財産保護・活用総合支援事業

相談窓口の整備や農業現場等の知財意識・能力の向上、農業知財専門人材の育成を支援。

20 ブランド・GI推進事業

地理的表示（GI）や商標等によりブランドを保護・活用するモデル的な取組を支援。

21 持続的生産強化対策事業のうち

（1）果樹農業生産力増強総合対策

省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、産地の構造転換に向けたモデル実証、気候変動への適応対策等の取組を支援。

（2）茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。

（3）ジャパンプラワー強化プロジェクト推進

需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等を支援。

（4）時代を拓く園芸産地づくり支援

加工・業務用野菜の周年安定供給に向けた、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等の取組を支援。

22 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援。

23 オープンイノベーション研究・実用化推進事業

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

24 地域の持続可能な食料システム確立推進支援事業

地方公共団体が行う、コンソーシアムの設置、食品事業者・農林漁業者と関連業種等との連携などによる新しい食品ビジネスを創出するための課題検討の場の設定、食品ビジネスマッチング会の実施等の経費を支援する。

25 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業

民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

26 品目団体等輸出力強化支援事業のうち

◎重要市場の商流維持・拡大対策

重要市場（輸出拡大実行戦略で品目別輸出額目標を定める国・地域）における輸出商流の維持・拡大に向けて、事業者が日本産品の競争力強化を図るために行う取組（プロモーション、商談会、商品の高付加価値化、コスト削減等）を支援。

以下に掲載される各種事業においては、事業を活用するに当たって輸出事業計画の策定等が必要となります。
※事業によって要件や輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

輸出事業計画の策定が必要となる事業

- ・グローバル産地づくり推進事業のうち
 - ① 農林水産物・食品輸出関連金融支援事業
 - ② 大規模輸出産地モデル形成等支援事業
- ・食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
- ・サプライチェーン連結強化プロジェクト事業

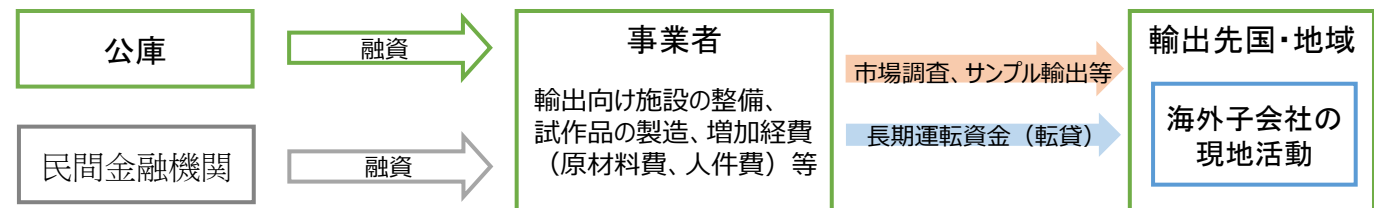
- ・食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）による支援

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応**

資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）
- 4 償還期限**
25年以内（うち据置期間3年以内）
（中小企業者は、10年超25年以内）



農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置（租税特別措置法にて別途措置）

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し

特例の概要

- 輸出事業計画を策定し、その認定を受けた認定輸出事業者が、策定した輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること
- | 年度 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 割合 | 15% | 20% | 25% | 30% | 40% | 50% |
- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
 - ③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと
 - ④ 開発研究用資産ではないこと

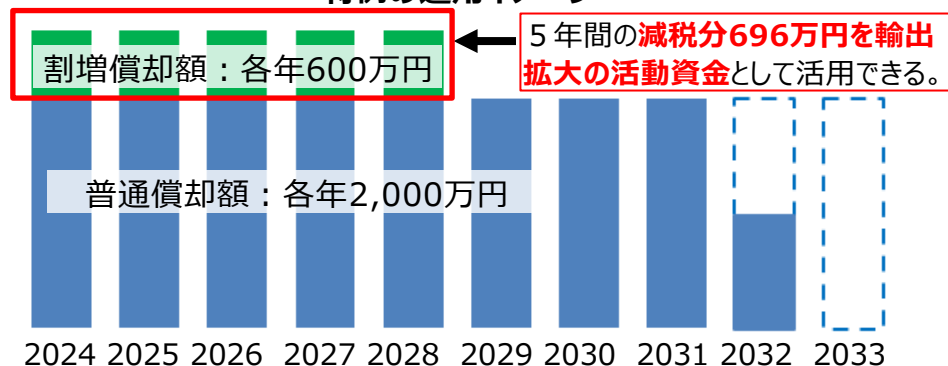
割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に於いて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円

※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円

特例の適用イメージ



大規模輸出産地の形成

- 輸出向けに生産・流通を転換する大規模輸出産地の形成に向けて、JA等と連携し輸出産地の育成や輸出事業者への支援を進めていく

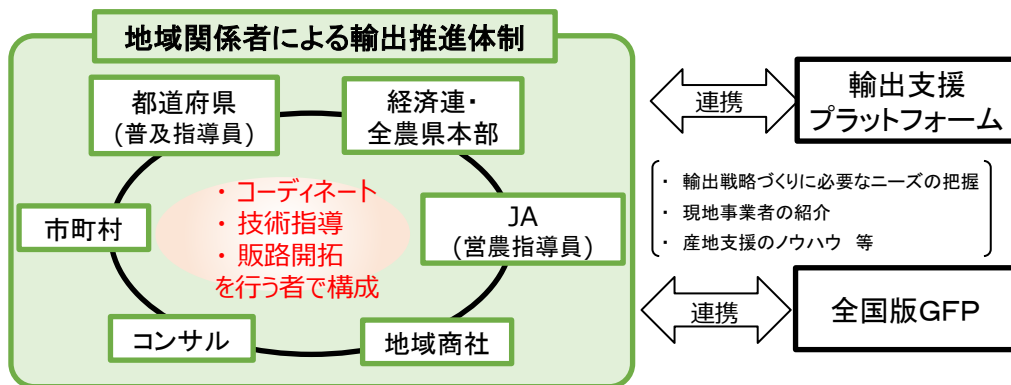
令和6年度補正GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 令和7年度当初大規模輸出産地モデル形成等支援事業

- **都道府県やJA、地域商社等が連携**し、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備（**地域の関係者による輸出推進体制の組織化**）。
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、**大規模輸出産地のモデル形成を支援**。

【対応が必要な輸出先国の規制の例（りんご）】

輸出先国	植物検疫	残留農薬基準値（例） （ppm）		輸出実績 （R3）
		アセタミプリド	フェンバレート	
香港	無	1	2	35億円
タイ	園地・選果場の登録	0.8	0.02	4億円
米国	園地・選果場の登録 ＋ ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査 等	1	不検出	2.5百万円
（参考）日本の残留農薬基準値		2	2	

地域関係者による推進体制の組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



使用農薬の見直しなど生産方法の転換

- ・ 大規模な有機農業への転換、使用農薬の見直し
- ・ 耕作放棄地を活用した輸出向け生産の拡大
- ・ ロス率低下やコスト低減のための新品種・新技術の導入



集荷、船積み方法の転換

- ・ 鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した、産地直送型集荷方法の確立
- ・ 輸送コスト軽減や混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等



地域密着型の輸出推進体制を構築し、大規模輸出産地形成の横展開をするとともに、持続可能な農業構造への転換や、ひいては国内生産基盤の強化を図る。

新潟県（錦鯉）
＜新潟県、新潟県内水面試験場、養鯉業・流通業者等が参画＞

- ▶新潟県内水面水産試験場にて確立された梱包環境改善技術を用いて、輸送時間の延長を検証

新潟県（コメ）
＜新潟県、JETRO、クボタグループ、生産者、市、JA等が参画＞

- ▶高温耐性新品種の栽培実証において、生育調査や生産コスト調査、品質食味調査を実施
- ▶産地と輸出事業者の連携による、生産・輸送コストの低減やアメリカ向け新規商流の構築

アスノツガル輸出促進協議会（りんご）
＜株式会社日本農業、株式会社RED APPLE が参画＞

- ▶高密度植栽培の推進及び生産オペレーションの改善
- ▶大型コンテナを導入し、リフト運搬を実証



芦別RICE北海道米輸出拡大推進協議会（コメ）
＜株式会社芦別 RICE、有限会社あしべつグリーンファーム、株式会社増田農園等が参画＞

- ▶温室効果ガス抑制の取組みや、生産向上のための技術提供及び農薬資材等の共同購入
- ▶食感測定器のリース導入による精米の品質管理体制の強化

北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会（かんしょ・たまねぎ・コメ）
＜北海道、ホクレン、JA北海道中央会、JETRO等が参画＞

- （かんしょ）
▶鮮度保持輸送実証試験を行い、品種・時期等の品質差を検証

- （たまねぎ）
▶高付加価値につなげるため、輸送時の品質劣化（カビ等）対策として、品種や栽培方法を検討

- （コメ）
▶試験圃場を設け、減農薬栽培体系を実証するとともに、EU基準での残留農薬検査を実施



山形県（コメ）
＜山形県、県内流通事業者、生産者が参画＞

- ▶新品種「ゆきまんてん」の省力技術や作業時間及び生産コストの検証
- ▶テスト輸出及び現地における求評調査の実施

千葉県産米輸出拡大協議会（コメ）
＜株式会社つばめ農園、豊田通商株式会社、その他生産者が参画＞

- ▶多収品種「ハイブリッドとうごう」シリーズの直播栽培による低コストの実証
- ▶小ロット配送（生産者⇒一次倉庫）と大ロット配送（一次倉庫⇒倉庫 or 実需者）の併用による輸送コスト削減の実証

グローバルもも輸出産地協議会（もも）
＜アグベル株式会社、周辺生産者、金融機関、物流機関等が参画＞

- ▶収量・品質の安定化を図るため、耕作放棄地を活用した生産園地の拡大
- ▶輸出ロット拡大と販路拡充を推進するため、直接輸出体制の構築やローカル市場の新規開拓

グローバルぶどう輸出産地協議会（ぶどう）
＜アグベル株式会社、株式会社アグベル桜川、金融機関、物流機関、その他生産者等が参画＞

- ▶輸出相手国の残留検査に対応するためハウス型雨よけを導入し、良品のぶどうの大ロット生産を実施
- ▶専用鮮度保持資材の開発及び実証



静岡県かんしょ輸出促進協議会（かんしょ）
＜ジャパンベジタブル株式会社、株式会社日本農業、静岡県、タタラ商店が参画＞

- ▶ダブルキュアリング処理による日持ち向上効果の検証と流通試験を実施



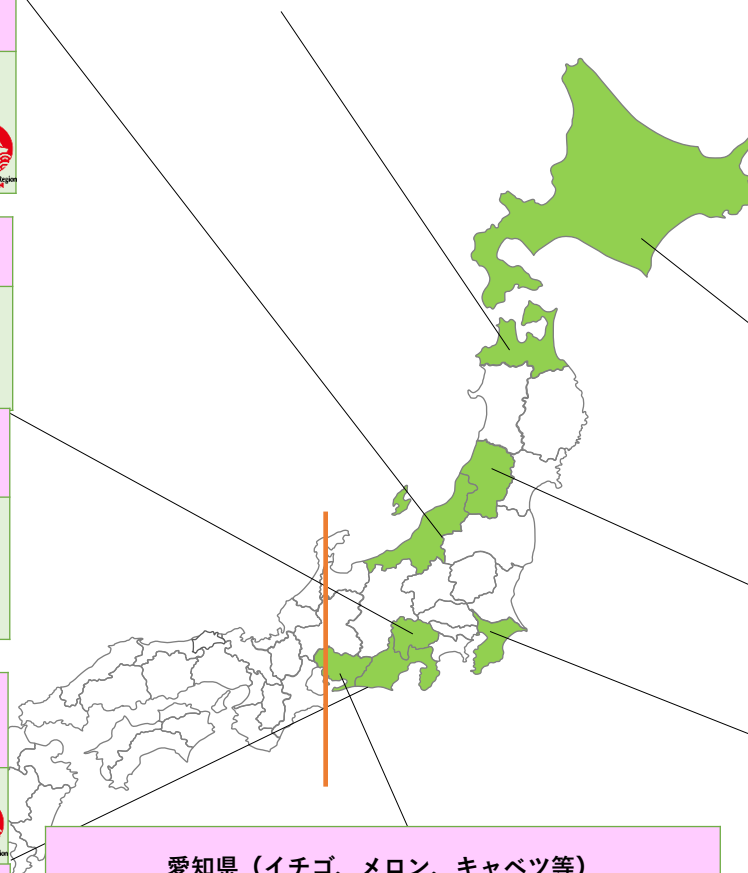
静岡茶輸出拡大協議会（茶）
＜静岡県、茶業関係団体、茶商、生産者等が参画＞

- ▶有機栽培への転換や、有機転換による土壌の細菌数やバイオマス量などへの影響の評価、及び有機碾茶生産に適した被覆資材の検証
- ▶海上輸送時の高温による品質劣化を防ぐために、断熱資材を用いた品質維持・単価向上効果の検証



愛知県（イチゴ、メロン、キャベツ等）
＜豊橋市原広域農業推進会議、豊橋市園芸農業協同組合、愛知みなみ農業協同組合、あいち豊田農業協同組合等が参画＞

- ▶輸出推進体制の整備により、新たに輸出に取り組む産地・生産者を掘り起こし、県内での品種や産地リレー等を実施
- ▶産地から現地販売店まで、地元インフラ（中部国際空港、名古屋港）を活用した輸出ルートを構築



: 認定フラッグシップ輸出産地が含まれているもの

愛南の真鯛輸出拡大連携協議会（養殖マダイ）
 <愛南漁業協同組合、愛南漁協魚類養殖協議会、有限会社ハマスイ 等が参画>

- ▶ 国際水産エコラベル認証取得・管理円滑化のためのフォーマットを整備
- ▶ 加工機能強化に向けた調査・検討等を実施

えひめ愛フード推進機構（河内晩柑）
 <愛媛県、愛南町、JAえひめ南等が参画>

- ▶ 緊急防除における散布時期や代替農薬等を検討
- ▶ 販路開拓・拡大に向けた現地での営業活動を実施

愛媛かんきつ輸出促進協議会（かんきつ・加工品）
 <愛媛県農林水産部、遠赤青汁、西南セイフティグループ等が参画>

- ▶ 耕作放棄地や再生畑を活用した有機かんきつの面積拡大
- ▶ 生果・加工品の品質統一のための基準を整備
- ▶ 有機かんきつ加工品を主力としたプロモーションによる海外販路開拓を実施

北部九州いちご促進協議会（いちご）
 <UluuJapan、うるう農園、福岡ストロベリーパーク、佐賀県等が参画>

- ▶ 台湾向けに経済性の高いいちご栽培技術の確立（収穫効率化・人的作業の省力化・品種検討・開発）

熊本県（メロン、いちご）
 <熊本県、JA熊本経済連、JA、輸出商社が参画>

- ▶ （メロン）産地バンニングへの変更によるロス率低減の実証
- ▶ （いちご）国内輸送日数短縮に向けた検証

鹿児島オーガニックティー協議会（有機緑茶）
 <ヘンタ製茶有限公司、有限会社霧島中央製茶等が参画>

- ▶ 「もが茶」生産拡大のため、耕作放棄地や離農者の圃場を活用

鹿児島県（かんしょ、キャベツ、ブリ、カンパチ）
 <鹿児島県、Japan potato、大吉農園、垂水市漁協が参画>

- ▶ （かんしょ）ほ場の有機転換に係る栽培・技術指導や資材導入
- ▶ （キャベツ）品種リレー出荷体制の確立
- ▶ （ブリ）解凍後の褐変抑制試験の実施
- ▶ （カンパチ）人工種苗の安定供給体制の構築

なると金時北米輸出拡大協議会（かんしょ）
 <農家ソムリエーズ及び契約生産者、徳島県、育川合同会社、（公社）徳島県産業国際化支援機構（略称：IGAT）等が参画>

- ▶ 有機JAS転換圃場にて、苗・栽培方法（施肥・防除）・作付け方法を一括管理。
- ▶ データロガーを活用し、品質変化を最小限に留める仕組みの確立

宮崎県（きんかん）
 <宮崎県、みやざき『食と農』海外輸出促進協議会、JAみやざき、トレードメディアジャパンが参画>

- ▶ 台湾向け防除暦を改良し、残留農薬検査体制構築を検証
- ▶ 暑熱対策等の収量・品質向上技術の実証

日本スマートオイスター輸出連携協議会（殻付き牡蠣（活き・冷凍））
 <株式会社リブル、輸出商社が参画>

- ▶ IoTシステムを活用したシングルシード養殖を拡充し、輸送に適した牡蠣を安定供給する体制を構築
- ▶ 最適な輸送ルートの確保やコンテナ単位での大ロット輸出を前提とした流通体制の構築

三重県養殖魚輸出産地協議会（養殖ぶり、養殖まだい）
 <三重漁連、三重県、三重県海水養魚協議会等が参画>

- ▶ 高水温期におけるブリの斃死対策として、養殖ブリの育成用エサの給餌試験を実施

伊勢茶輸出プロジェクト（茶）
 <川原製茶、萩村製茶、深緑茶房、茶来まつさか等が参画>

- ▶ 新たな有機肥料の開発と施肥体系の実証

京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会（茶）
 <京都府、JA茶業部会、茶生産組合、茶商等が参画>

- ▶ 減農薬栽培等の実証とともに、集荷・混載・冷蔵輸送の輸送コスト低減効果と品質保持効果を検証

奈良県（いちご）
 <奈良県、県内イチゴ生産団体、奈良県農協等が参画>

- ▶ 生物農薬と物理的防除技術等の併用による、化学農薬の使用を抑えた生産体系の実証

台湾輸出拡大協議会（長芋、ブロッコリー、キャベツ）
 <富永商事株式会社、帯広地方卸売市場株式会社等が参画>

- ▶ （長芋）台湾市場向けサイズの安定生産のための実証
- ▶ （ブロッコリー）鮮度保持資材の比較実証
- ▶ （キャベツ）適正重量での梱包方法の確立

大分県（シャインマスカット、柑橘）
 <大分県、大分県農業協同組合、ブランドおいた輸出促進協議会が参画>

- ▶ （ぶどう）産地間リレー出荷体制の確立・貯蔵期間の長期化
- ▶ （柑橘）品種リレー出荷体制の確立

秋田県（ねぎ、りんご）

<全国農業協同組合連合会秋田県本部 等が参画>

▶（ねぎ）

- ・高品質なねぎ生産のための病害抑制に関する栽培方法の実証。
 - ・低コストかつ輸送中の品質劣化を防ぐ輸送方法の検証
- ### （りんご）
- ・台湾の残留農薬規制に対応した病虫害防除体系の実証
 - ・収穫後および貯蔵期間中の果実における残留農薬分析

新篠津村輸出協議会（米（GABA米・精米））

<新篠津村農業協同組合、北海道、新篠津村、株式会社インターリジョン、学校法人酪農学園（酪農学園大学）が参画>

▶【実証：北海道】

- ・品種転換による高たんばく米の計画的栽培
- ・フランス輸出用特別栽培米への転換
- ・GABA米通年供給にむけた冷凍保管の実証

やまがた尾花沢・東根・天童フルーツ輸出協議会 「百笑苦楽分」（さくらんぼ、もも、ラフランス、スイカ）

<株式会社あさあけ農場、株式会社 FARMER'S、水戸農園 他が参画>

▶【実証：山形県】

- ・完熟果実の急速冷凍による品質を保持しつつ海外に届ける冷凍供給体制の検証と統一生産基準・出荷ルール策定
- ・鮮度保持型パッケージの開発し、物流・販路の最適化を通じた輸出体制構築

宮城県JA農産物輸出促進協議会（さつまいも）

<全国農業協同組合連合会宮城県本部 等が参画>

▶【実証：宮城県】

- ・台湾向け基準に則した残留農薬検査による輸出検討
- ・輸出計画数量を販売先と早期に共有するため、QRコードによる入出庫・在庫管理システムを導入
- ・製品ロス率低減のため、台湾での保管販売を検証

北信濃輸出促進協議会（ぶどう、もも、りんご、すもも）

<中野市役所、浅沼果樹園、三井農園、川島農園合同会社、合同会社SOW、株式会社eff、日本ギルド株式会社株式会社、WAJIN TRADING 他が参画>

▶【実証：長野県】

- ・輸出相手国・地域の残留農薬基準に対応するため、残留農薬分析を行い、使用農薬と防除回数を見直しを実施
- ・輸送中の鮮度を維持するための保水キャップの開発テスト輸送を実施

富山干柿出荷組合連合会（かき加工品）

<（農）富山干柿出荷組合連合会、（農）富山あんぽ柿共同加工センター、福光農業協同組合、なんと農業協同組合、南砺市、富山県が参画>

▶【実証：富山県】

- ・冷凍輸出に対応した乾燥・加工技術の検討、実証の実施
- ・干し柿・あんぽ柿の冷凍・冷蔵輸送、販売による検証

長野県（市田柿、ぶどう）

<長野県農産物等輸出事業者協議会、みなみ信州農業協同組合、八十二Link Nagano株式会社が参画>

▶【実証：長野県】

- ・輸出に係る市田柿の生産拡大を図るため、品目転換による園地整備を実施
- ・産地からインドネシアまでの一貫した新たな輸出物流体制構築に向けた輸送試験

アスノヤマト輸出促進協議会（ぶどう、キウイ）

（2品目共通）（株）日本農業
（ぶどう）（株）日本農業、ジャパンフルーツ(株)、REACT(株)
（キウイ）（株）日本農業、ジャパンフルーツ(株)、Orchard & Technology (株) が参画>

▶（ぶどう）【実証：栃木県】

- ・スマート農業機械の自動走行を活用した取組
- ・台湾向け産地リレー輸出（航空便）の実証

▶（キウイ）【実証：香川県、群馬県】

- ・ストリングング技術の確立と標準化
- ・新品種（自社育種・海外新品種）の育成による香川県外での適応性の強化
- ・品質維持のため、予冷・追熟設備の検討及び港までの低温物流の確立

九州みかん輸出拡大協議会（うんしゅうみかん、ゆずきんかん、不知火、せとか、天草）

＜JAみなみ筑後柑橘部会、JAふくおか八女かんきつ部会、(株)石橋果樹園、長崎でじま青果(株)、JAながさき県央、(株)ファームオリンピア、(株)ネイバーフッド、(株)ファーマインド、九州農産物通商(株)が参画＞

【実証：福岡県他】

- ・タイ向けゆず、きんかん等の輸出用園地整備及び栽培
- ・ベトナム向けみかんの輸出用園地及び選果施設の追加登録
- ・抗菌鮮度保持剤を活用した傷み軽減対策の実施

3色いちご輸出拡大協議会（いちご）

＜JAみなみ筑後、JA粕屋、ベジフルファーム（株）、JA糸島、岸川農園、ハヤシダファーム、鐘ヶ江農園、溝口農園、渋谷いちご園、むらおか農園、平川いちご農園、長崎でじま青果(株)、(株)イチゴラス、(株)アグリテックプラス、遊士屋(株)、(株)精農舎、九州農産物通商(株)が参画＞

【実証：福岡県他】

- ・フィリピン向けの輸出用園地整備及び栽培
- ・新たな輸出先国（フィリピン等）の開拓
- ・抗菌鮮度保持剤及び荷傷み軽減資材の利用拡大

長崎県（イチゴ、温州ミカン、牛肉、タイ、ヒラメ、スズキ、マアジ、ブリ、ヒラマサ、マグロ）

＜全国農業協同組合連合会長崎県本部、長崎西彼農業協同組合、長崎県央農業協同組合、島原雲仙農業協同組合等が参画＞

【いちご】

- ・各時期で最適とされる収穫時の着色歩合を検討し、品質劣化防止に向けた新たな収穫体系を確立

【温州ミカン】

- ・ベトナム向け残留農薬基準に対応した防除暦の転換やトラップ調査、輸入国植物検疫検査官の査察等への対応

【牛肉】

- ・輸送コスト低減のため、保冷資材を組み合わせた安価な混載方法を検証

【水産物】

- ・現地ニーズに対応した製品の加工体制の構築及び鮮度・品質保持の検証

福岡・大玉冷凍イチゴ輸出促進協議会（イチゴ）

＜武下農園株式会社、株式会社terra、株式会社Connect Lab、株式会社WhomLab等が参画＞

【実証：福岡県】

- ・EUおよび東南アジア輸出を見据えた高品質いちごの大規模産地形成に向けた冷凍輸送実証とマニュアル化
- ・輸送効率の最適化、ブランド価値の向上、現地での販促効果の最大化を目的としたパッケージの開発および運用

岡山県果実生産出荷安定協議会（ぶどう、桃）

＜全国農業協同組合連合会岡山県本部等が参画＞

【実証：岡山県】

- ・タイ輸出向けの選果施設の体制整備に向けた検討
- ・長期安定供給や選定品種の販路拡大を目的とした輸出試験及び品質等の調査

おかやま白桃輸出促進協議会（岡山白桃及び岡山白桃の加工品）

＜A TRA-DE株式会社、MOMONA Peach Farm他生産者9名、おかやまおひさまファーム株式会社、株式会社誠和、佐川急便株式会社が参画＞

【実証：岡山県】

- ・Y字型栽培の導入による生産力向上及び省力化の両立
- ・運送会社による効率的な国内輸送、海外輸送ルートを検討

岡山備中ブドウ輸出産地育成協議会（ぶどう、ぶどう加工品）

＜濱農産、中島農園、備中美味しいブドウ研究会等が参画＞

【実証：岡山県】

- ・長期輸送リスク及び低コスト栽培（露地・無袋栽培）に対応可能な品種の検討
- ・輸送コストの低減及び輸送時間短縮のため、地元空港を活用した輸出ルートの確立

徳島いちご輸出産地形成協議会（いちご）

＜ヴェリタス（株）及び生産者、（株）世界市場、Nippon ICHIBA Taiwan Company Ltd.、徳島県等が参画＞

【実証：徳島県】

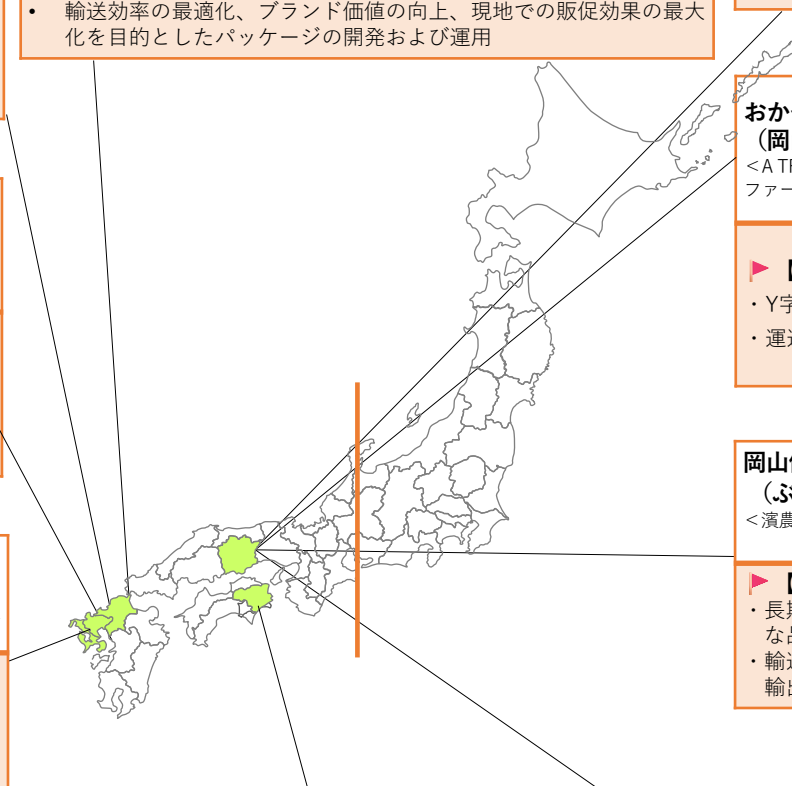
- ・農薬使用量削減のため、IPM防除の推進
- ・JGAP/ASIAGAPの取得
- ・最適な予冷環境のため、予冷と植物検疫対策に適した収穫資材の導入

総社市ぶどうスマート輸出促進協議会（ぶどう）

＜A TRA-DE株式会社、総社市、果樹生産出荷組合、JA晴れの国岡山、株式会社誠和、佐川急便株式会社が参画＞

【実証：岡山県】

- ・スマート農業技術を導入したデータに基づく栽培管理を実施
- ・長距離・長期間の輸送を可能とするため、ぶどう専用コンテナ及び鮮度保持袋を活用



フラッグシップ輸出産地について

- 輸出拡大実行戦略において、**輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として有識者会議にて選定し、公表。**現在**108産地**を大臣認定（2025年12月末現在）

▶フラッグシップ輸出産地の選定基準

- ① 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出向け生産・流通に取り組んでいること
- ② 品目ごとに設定された一定の量又は金額の輸出実績があること
- ③ サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出していること 等

- 「フラッグシップ輸出産地」に対し、補助事業等各種支援措置を優先的に実施することにより、その更なる拡大・発展を後押し



フラッグシップ輸出産地 認定産地（2025年12月現在）

【全108産地】

青果物(40産地)			米(9産地)			畜産物(25産地)			水産物(16産地)			
りんご	株式会社日本農薬①	青森県	株式会社百笑市場①	茨城県	秋田牛輸出促進コンソーシアム①	秋田県	愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県				
	全国農業協同組合連合会山形県本部②	山形県	みやぎ倉米農業協同組合①	宮城県	カミチク食肉輸出コンソーシアム①	鹿児島県	東町漁業協同組合②	鹿児島県				
	つがる弘前農業協同組合③	青森県	全国農業協同組合連合会滋賀県本部(JA全農しが)②	滋賀県	JA食肉がこしま輸出コンソーシアム①	鹿児島県	大分県漁業協同組合②	大分県				
	津軽みらい農業協同組合④	青森県	新潟クボタグループ(特新潟クボタ・特新潟農商)②	新潟県	スターゼミットコンソーシアム①	鹿児島県、宮崎県	尾鷲物産株式会社②	三重県、愛媛県、高知県、香川県				
ぶどう	アグベル株式会社①	山梨県、茨城県	ホクレン農業協同組合連合会②	北海道	山形県食肉流通・輸出促進コンソーシアム①	山形県	グローバル・オーシャン・ワークスグループ②	鹿児島県				
	全国農業協同組合連合会山梨県本部(JAフルーツ山梨・JAふえふぎ・JA山梨みらい・JA南アル山梨県ブス市・JA梨北)①	山梨県	みな穂農業協同組合②	富山県	黒標牛輸出促進コンソーシアム②	熊本県、宮崎県、鹿児島県、大分県	三重県漁業協同組合連合会②	三重県、鹿児島県、長崎県、愛媛県				
	苗吹農業協同組合一宮ブロック果実販売対策協議会①	山梨県	秋田県農畜産物輸出促進協議会「グローバルリーチAKITA」③	秋田県	ホクレン食肉輸出コンソーシアム②	北海道	愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県				
	株式会社新進商事②	山梨県	芦別RICE北海道米輸出拡大推進協議会③	北海道	宮崎県牛肉輸出コンソーシアム②	宮崎県	愛南漁業協同組合②	愛媛県				
	全国農業協同組合連合会岡山県本部(JA岡山、JA晴れの国岡山)②	岡山県	松原米穀契約生産者組合④	北海道	ブランドおいたい輸出促進協議会畜産部会②	大分県	株式会社播磨灘②	兵庫県				
もも	全国農業協同組合連合会長野県本部②	長野県	花き(4産地)	切り花	盆栽	牛	牡蠣	カンパチ				
	ジャパンフルーツ株式会社③	栃木県、長野県							愛知みなみ農業協同組合②	愛知県	兵庫県、北海道、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、滋賀県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
	全国農業協同組合連合会山梨県本部(JAフルーツ山梨・JAふえふぎ・JA山梨みらい・JA南アル山梨県ブス市・JA梨北)①	山梨県							高知市農業協同組合③	高知県	和牛マスター輸出拡大コンソーシアム②	
	苗吹農業協同組合一宮ブロック果実販売対策協議会①	山梨県							赤石五葉松輸出振興組合①	愛媛県、香川県	いわて農林水産物国際流通促進協議会牛肉輸出拡大コンソーシアム③	岩手県
	全国農業協同組合連合会岡山県本部(JA岡山、JA晴れの国岡山)②	岡山県							高松松穀輸出振興会①	香川県	ぐんまブランド牛肉輸出コンソーシアム③	群馬県
かんきつ	和歌山県農業協同組合(JAわかやま)③	和歌山県	茶(12産地)	茶	豚肉	鶏肉	鶏卵	牛乳				
	えひめ愛フード推進機構①	愛媛県							オーガニックティーマヤザキ①	宮崎県	ホクレン食肉輸出コンソーシアム②	北海道
	株式会社ロサンファーム熊本①	熊本県							株式会社大石茶園①	福岡県、静岡県、三重県、京都府、熊本県、宮崎県、鹿児島県	オヤマ輸出コンソーシアム①	岩手県
	みかん輸出コンソーシアム①	宮崎県、和歌山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県							株式会社流通サービス①	静岡県	とちぎ牛肉輸出拡大コンソーシアム③	栃木県
	Jewelry Farm Group 株式会社③	福岡県							株式会社農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会①	京都府	飛騨ミート農業協同組合連合会コンソーシアム③	岐阜県
柿	和歌山県農業協同組合(JAわかやま)③	和歌山県	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会①	京都府	肉輸出拡大コンソーシアム③	岩手県	シマアジ	愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②				
	みなみ信州農業協同組合①	長野県	静岡オーガニック抹茶株式会社①	静岡県	ぐんまブランド牛肉輸出コンソーシアム③	群馬県	ホタテ	株式会社 山神③				
	農事組合法人富山干柿出荷組合連合会②	富山県	丸山製茶株式会社①	静岡県	とちぎ牛肉輸出拡大コンソーシアム③	栃木県	煮干魚介類	尾道海産株式会社③				
	志賀農業協同組合④	熊本県、三重県、兵庫県	鹿児島県経済農業協同組合連合会②	鹿児島県	飛騨ミート農業協同組合連合会コンソーシアム③	岐阜県	製材	林産物(2産地)				
	株式会社イチゴラス①	鹿児島県	鹿児島県経済農業協同組合連合会②	鹿児島県	ホクレン食肉輸出コンソーシアム②	北海道			桑原木材株式会社②	愛知県、岐阜県、三重県、長野県		
サブリッジファーマーズ株式会社①	熊本県	株式会社まるゑい②	三重県	オヤマ輸出コンソーシアム①	岩手県	江与味製材株式会社③			岡山県			
静岡県経済農業協同組合連合会①	静岡県	池田製茶株式会社③	鹿児島県	株式会社エムイーシーフーズ①	千葉県	【フラッグシップ輸出産地動画リンク】⇒			47			
島原雲仙農業協同組合①	長崎県	株式会社あいや③	愛知県	株式会社トマル①	群馬県、栃木県							
熊本県経済農業協同組合連合会③	熊本県	丸原水沢製茶株式会社④	三重県	JA全農たまご株式会社①	青森県、岩手県、大分県、福岡県、鹿児島県							
北部九州いちご輸出促進協議会⑤	福岡県、佐賀県	有限会社荻村製茶③	三重県	熊本県酪農業協同組合連合会②	熊本県							
かとり農業協同組合①	千葉県			大山乳業農業協同組合②	鳥取県							
いちご	宮崎県、北海道、茨城県、熊本県、鹿児島県				北海道乳業株式会社輸出促進協議会②	北海道						
	株式会社しまアオイファーム①	静岡県			雪印メグミルクコンソーシアム②	北海道						
	ジャパンベジタブル株式会社①	静岡県			よつ葉輸出促進協議会②	北海道						
	Japan potato 有限会社①	鹿児島県、千葉県、茨城県										
	なめがたしおさい農業協同組合甘藷部会連絡会①	茨城県										
玉ねぎ	農家ソムリエーズ①	徳島県										
	有限会社南橋商事①	鹿児島県、宮崎県										
	ホクレン農業協同組合連合会②	北海道										
	静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所①	静岡県										
	大分県農業協同組合日田梨部会③	大分県										
わさび	藤屋わさび農園 有限会社③	長野県										

【フラッグシップ輸出産地動画リンク】⇒



フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R7年度補正予算）

優先枠の設定

サプライチェーン連結強化緊急対策

販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、非日系市場等への輸出に向け、国内生産者と現地系販売事業者等をつなぐ一貫通貫した商流づくりを推進する取組を支援。

▶フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムに優先枠を設置

補助上限額の上乗せ

1 GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援。

▶フラッグシップ輸出産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合、補助上限を引き上げて支援

2 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

生産から輸出まで一貫した輸出促進を図る体制（コンソーシアム）が実施する商談や産地の特色を活かしたプロモーション等の取組を支援。

▶事業の上限額の優遇

食料システム構築計画のみなし認定

産地生産基盤パワーアップ事業のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援

▶フラッグシップ輸出産地における輸出事業計画の承認を受けている場合に、「食料システム構築計画」とみなすことができる。

優先採択（ポイント加算等）

1 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

◎ 青果物輸出産地体制強化加速化事業

産地と輸出事業者が連携して行う取組に対し、植物検疫条件や残留農薬基準等に対応した生産体制の強化や、輸出先国・地域までの品質の保持に向けた流通体制の強化、産地間連携に向けた合意形成を図る取組等に係る費用を支援。

◎ 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

農産物等輸出の拡大に向けて、農業者等が行う有機JAS認証、GAP等認証の取得、輸出向け商談等を支援。

◎ 水産エコラベル認証取得支援事業

資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル認証の取得を促進する取組を支援。

◎ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、輸出先国が定める輸入条件への対応並びに輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費（コンサルティング経費等）を支援する。

2 輸出環境整備緊急対策事業のうち

◎ 植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業

海外における知的財産権の取得や侵害への対策に必要な費用を支援。

◎ 模倣品等対策事業

我が国農林水産物・食品の海外における模倣品の調査、侵害事例に応じた対策に係る助言を行う。

3 新市場開拓プロジェクト緊急対策事業

◎ うち戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業

輸出産地・輸出事業者等の輸出拡大に向けた、ジェトロ・JFOODOによる新規商流構築、情報提供、伴走支援、海外消費者向けプロモーション等の取組を支援。

4 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち

◎ グリーンな生産体系加速化事業

「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援。

◎ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

◎ 先進的有機農業拡大促進事業

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援。

5 スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうち

○ スマート生産方式SOP作成研究

スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進。

6 ◎ 担い手確保・経営強化支援事業

担い手の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援。

7 ◎ 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要となる農業用機械・施設の導入を支援。

8 ◎ 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援。

フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R7年度補正予算）

優先採択（ポイント加算等）

8 林業・木材産業国際競争力強化総合対策（木材製品等の輸出支援対策）のうち

◎ 木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援。

9 品目団体等輸出力強化緊急対策のうち

◎ 重要市場の商流維持・拡大緊急対策

重要市場（輸出拡大実行戦略で品目別輸出額目標を定める国・地域）における輸出商流の維持・拡大に向けて、事業者が日本製品の競争力強化を図るために行う取組（プロモーション、商談会、商品の高付加価値化、コスト削減等）を支援。

10 ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立緊急対策のうち

◎ 輸出支援プラットフォーム体制強化事業

主要な輸出先国・地域に設置している輸出支援プラットフォームについて、関係団体と連携しつつ、現地において非日系をはじめとする未開拓の現地商流への新規アプローチの強化、伴走支援、現地事業者とのネットワークの構築等の活動の促進を通じて、輸出事業者等を包括的に支援。

◎ 水産物輸出加速化連携推進事業

生産・加工・流通・販売にわたる関係者の連携体制の構築・強化や付加価値向上・省力化等のための機材・機器、情報共有システム整備等に対する支援。

11 ◎ 卸売市場緊急整備事業

デジタル化・省力化技術の導入による合理化の取組と併せて行う施設整備やフラッグシップ輸出産地等と連携した輸出拡大の取組と併せて行う輸出先国が求める品質・衛生管理等の高度な施設整備を支援。

12 ◎ フードテック支援対策事業

民間団体等が行う、社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証・実装に対する支援を実施する。また、フードテックに取り組む事業者の横展開及び消費者への普及促進を図るため、実証成果のウェブページ作成、セミナー開催等の取組を支援。

13 畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち

◎ 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業

食肉処理施設の再編合理化や輸出拡大に必要な施設の整備等により、国産畜産物の流通構造の高度化や輸出促進等を支援。

◎ 生乳需給調整高度化・輸出拡大事業

広域の生乳需給調整機能を果たす乳製品加工基幹施設や輸出拡大に必要な施設や機械等の導入を支援。

14 ◎ 農業農村整備事業

（TPP等関連対策、食料安全保障の強化対策、農業構造転換集中対策）

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化等を推進。

15 ◎ 農業農村整備関連事業（農地耕作条件改善事業）

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等に必要の取組等をハードとソフトを組み合わせる支援。

16 ◎ 農業農村整備関連事業（大区画化等加速化支援事業）

農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援。

フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R8年当初予算）

優先枠の設定

サプライチェーン連結強化プロジェクト事業

国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。

▶ フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムに優先枠を設置

補助上限額の上乗せ

グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業

地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。

▶ 更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合、補助上限を引き上げて支援

食料システム構築計画のみなし措置

食料システム構築支援タイプ（強い農業づくり総合支援交付金）

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援。

▶ フラッグシップ輸出産地における輸出事業計画の認定を受けている者については、事業実施に際して必要となる「食料システム構築計画」の承認を受けたこととみなす

優先採択（ポイント加算等）

1 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

◎ グリーンな生産体系加速化事業

「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援。

◎ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

2 ◎ オープンイノベーション研究・実用化推進事業

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

3 ◎ 農業農村整備事業

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化等を推進。

4 ◎ 農業農村整備関連事業（大区画化等加速化支援事業）（新規）

農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援。

5 ◎ 農業農村整備関連事業（農地耕作条件改善事業）

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等に必要取組等をハードとソフトを組み合わせ支援。

6 ◎ 農業農村整備関連事業（畑作等促進整備事業）

畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援。

7 ◎ 農地利用効率化等支援事業

地域計画の目標地図に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善に取り組む場合に必要の農業用機械・施設の導入を支援。

8 ◎ 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要の農業用機械・施設の導入を支援。

9 ◎ 集落営農連携促進等事業

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援。

フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R8年当初予算）

優先採択（ポイント加算等）

10 持続的生産強化対策事業のうち

◎ 果樹農業生産力増強総合対策

省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、産地の構造転換に向けたモデル実証、気候変動への適応対策等の取組を支援。

◎ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶、薬用作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。

◎ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病虫害抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等を支援。

◎ 時代を拓く園芸産地づくり支援

加工・業務用野菜の周年安定供給に向けた、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等の取組を支援。

11 ◎ 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業

民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

12 ◎ 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

畜産農家、食肉処理施設、食肉流通事業者からなるコンソーシアムが作成する計画に基づく食肉処理施設の再編等を支援。

13 ◎ 輸出環境整備推進事業のうち輸出先国規制対応支援事業

輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援。

14 ◎ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備に係る経費を支援。

15 ◎ 米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち

業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち、新市場開拓用米の販売拡大の取組

G F Pに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組を支援。

16 ◎ 米・米加工品輸出拡大推進事業（新規）

日本産米・米加工品の更なる輸出拡大に向け、進出候補先国・地域の市場リサーチや海外需要開拓・定着、海外需要に応える環境整備等の取組を支援。

17 ◎ 植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業

海外での品種登録（育成者権の取得）や侵害への対策に必要な費用を支援。

18 ◎ ブランド・G I 推進事業（新規）

地理的表示（GI）や商標等によりブランドを保護・活用するモデル的な取組を支援。

19 ◎ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化等に資する施設整備を総合的に支援。

20 ◎ スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援。

21 品目団体等輸出力強化支援事業のうち

◎ 重要市場の商流維持・拡大対策

重要市場（輸出拡大実行戦略で品目別輸出額目標を定める国・地域）における輸出商流の維持・拡大に向けて、事業者が日本産品の競争力強化を図るために行う取組（プロモーション、商談会、商品の高付加価値化、コスト削減等）を支援。

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- GFP（ジー・エフ・ピー）**は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。
農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る
「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、専門家による輸出診断、事業者同士のマッチング、セミナーの開催や、
規制など輸出に関する各種情報提供等の支援を実施。



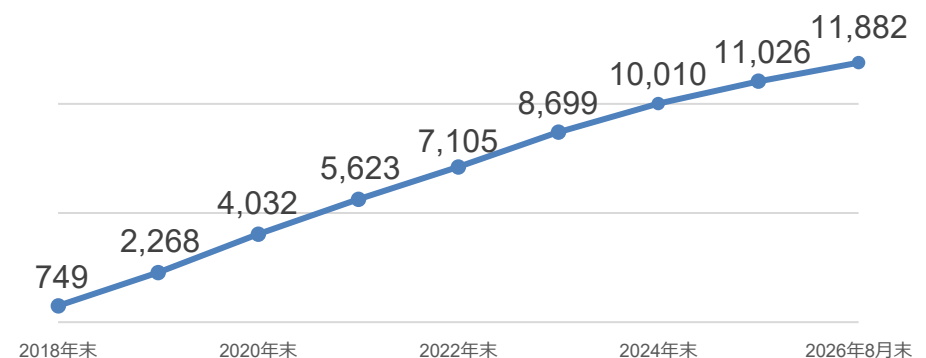
GFP登録者へのサービス提供

- 農林漁業者・食品事業者へのサービス**
 - ・専門家による無料の輸出診断
 - ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
 - ・輸出のための産地づくりの計画策定の支援
 - ・メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供
 - ・セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
 - ・過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供
- 輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス**
 - ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
 - ・メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供
 - ・セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
 - ・過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

GFPの登録状況（8月末時点）

GFP登録者の内訳

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	6,571
流通事業者、物流事業者	5,311
合計	11,882



国内から現地まで一貫してつなぐ戦略的なサプライチェーンの構築

- 2030年 5兆円目標に向け、新たな食料・農業・農村基本計画に掲げる「**初動 5年間で**の農業の構造転換の集中的な推進」として、マーケットインの発想で**大規模に安定的・継続的な輸出に取り組む産地の拡大・発展**を強力に進め、これらの産地が農林水産物の**輸出の大宗を占める構造**を構築
- そのため、大規模な輸出産地の更なる発展に向けた、新たなサプライチェーン構築に向けた**モデル的な取組を支援し**、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による情報発信・伴走支援によりその横展開を推進

食料・農業・農村基本計画の目標

農林水産物・食品の輸出額 1.5兆円（2024年） → **【目標】2030年 5兆円**
大規模に農畜産物の輸出に取り組む産地数 65産地（2024年） → **【KPI】2030年 259産地***
〔259輸出産地の育成により、これらの産地が農畜産物の輸出目標額の過半を輸出することを目指す〕

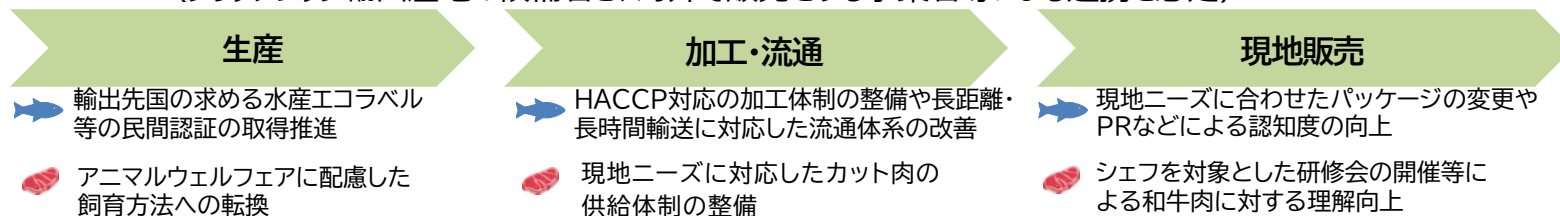
※ 目標・KPIの達成状況を毎年検証し施策を改善

* 水産物については輸出産地を9産地（2024年）から、22産地（2030年）に増加させることを目指す

「サプライチェーン連結強化プロジェクト事業」による大規模輸出産地の更なる発展

【事業目的】 生産・加工・流通・現地販売それぞれの段階のボトルネックを解消するための実証を一気通貫で支援

【対象者】 生産段階を含む複数の事業者が構成するコンソーシアム
（フラッグシップ輸出産地の候補者と、海外で販売をする事業者等による連携を想定）



【今後の取組方針】

①食品企業の**海外展開**、②生産・流通の課題解決につながる**先端技術の活用**等と一体的な新規商流づくりの取組を強化

(参考) 戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組事例

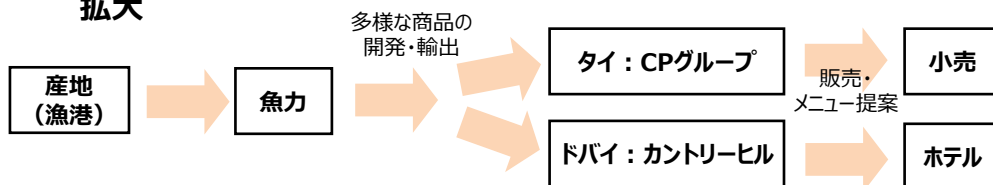
現地大手商流の開拓支援 (R6補正)

※下線は補助対象

(株)魚力によるブリ・マグロ等の輸出

- スキンバックを活用したローカル消費者向けの新商品の開発、保冷剤の効率的利用による低コストコールドチェーンの確立、QRコードを活用したトレーサビリティ担保の仕組み構築等に対するモデル実証支援

➡ タイやドバイの現地小売や高級ホテルチェーンでのタイ・マグロの販売を拡大



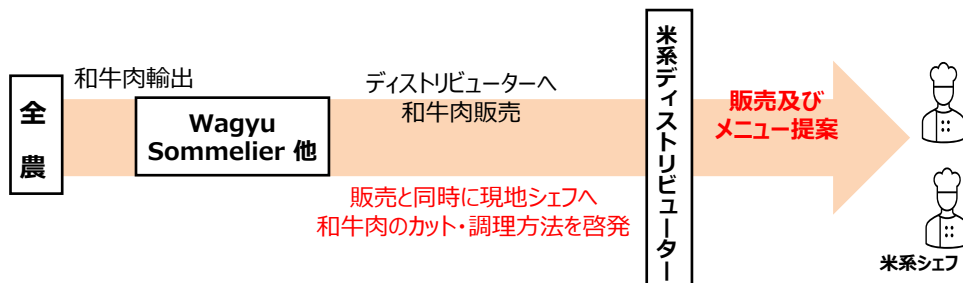
※ サプライチェーン全体でトレーサビリティ・コールドチェーンを確保

成果目標 輸出額: 0.1億円 (R6年度) → 1.6億円 (R12年度)

全農による牛肉の輸出

- 全農が、JAグループの現地ネットワークを活用し、Wagyu Sommelier等の和牛肉販売/コンサルタント会社を通じて行う、和牛肉に関するエデュケーションやプロモーション等に対するモデル実証支援

➡ 米系ディストリビューター、レストランへの和牛肉の販売を拡大



成果目標 輸出額: 0.2億円 (R6年度) → 9.7億円 (R12年度)

輸出拡大に資する新たな技術開発支援(SBIR*で採択)

*スタートアップの持つ技術を社会実装に繋げるため、その大規模技術実証等を支援

(株)北三陸ファクトリー

- 自社の陸上養殖技術と非破壊検査を組み合わせた短期実入改善システムの大規模技術実証により、ウコの実入りが悪いといった生産面の課題解決へのチャレンジを支援
- ➡ 高品質なウコを通年で安定的に輸出する生産・加工・流通するサプライチェーンを構築

成果目標

2030年時点で40.5億円、2032年時点で96億円の売り上げを達成



(株)ノベルジェン

- 自社の陸上での短期肥育システムや、システムと連動した流通DXプラットフォームの大規模技術実証を支援し、カキの身入りが安定しないといった生産面の課題や、その流通管理における課題解決へのチャレンジを支援
- ➡ 高品質なカキを安定的に輸出するサプライチェーンを構築

成果目標

日本の生食用カキ輸出市場 (2027年度:99億円) の約1%の市場獲得



加工食品の輸出拡大に必要な支援

加工食品クラスター

加工食品クラスターでは、食品製造業者等が連携して個社単独では難しい以下のような輸出拡大に向けた活動を実施。

複数品目、単一品目、地域単位、全国単位など地域の事業者の実情に応じ様々な団体の類型があり、事務局は構成員の食品製造業者、行政機関及び地域商社などが担っている。

＜輸出拡大に向けた活動事例＞

海外市場・規制情報等の把握

- 海外のニーズ・規制（特に添加物、包材）等の情報共有
- 農水省、JETRO等への相談や各種支援策の共同活用

販路開拓に向けた取組

- 国内外の見本市・展示会への参加
- 現地レストラン等での試食イベントの開催
- 小売店やレストラン等の海外バイヤーの招聘
- 地域商社等と連携したテストマーケティングの実施



ブランドの確立に向けた取組

- 有機JAS、GI、地域団体商標等を活用した輸出促進
- 地域や製法の特性を活かした商品について製造方法や歴史等を情報発信



共同商品開発

- 各国の現地ニーズを踏まえた商品開発

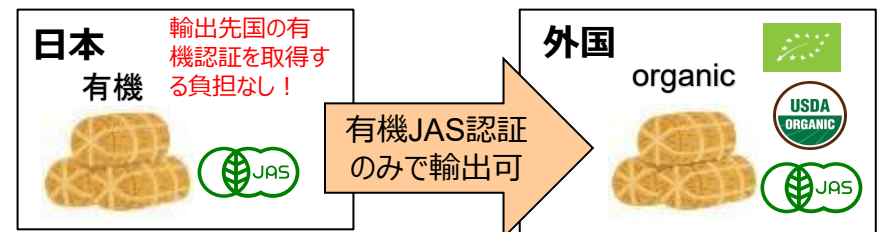
HP : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kakou_cluster.html

有機JAS

米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人气が高く、野菜、果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売され、その市場が拡大している。

有機同等性を活用した輸出

輸出先国との間で、有機同等性が締結されている場合、事業者は、日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくとも、輸出先国において「有機」と表示して流通が可能。



有機酒類の追加

改正JAS法（R4.10施行）に基づき、有機加工食品のJAS規格に有機酒類を追加。

同等性発効済みの国等は以下のとおり。

カナダ（R5.8から）・台湾（R6.1から）・EU（R7.5から）・米国（R7.10から）・英国（R7.10から）



原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

- 原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き
(規制を措置した55の国・地域のうち、50の国・地域で輸入規制を撤廃、5の国・地域で輸入規制を継続)

規制措置の内容／国・地域数※1			国・地域名
事故後輸入 規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域	50	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、U A E、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、台湾
	輸入規制を継続して措置 5	一部の都道府県を対象に検査証明書を要求 1	ロシア
		一部の都道府県を対象に 輸入停止 4	中国※2、香港、マカオ、韓国

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

※2 37道府県の水産物の中国向け輸出については、輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、実施可能。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

- ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置されている。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後 輸入停止を 措置 3	全都道府県 の水産物を 輸入停止	ロシア
	10都県 の水産物等を 輸入停止	香港
	10都県 の生鮮食品等を 輸入停止	マカオ

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃の経緯

【規制措置が撤廃された国・地域】

2025年11月21日現在

撤廃年	撤廃月及び国・地域名
2011年	6月：カナダ ミャンマー 7月：セルビア 9月：チリ
2012年	1月：メキシコ 4月：ペルー 6月：ギニア 7月：ニュージーランド 8月：コロンビア
2013年	3月：マレーシア 4月：エクアドル 9月：ベトナム
2014年	1月：イラク 豪州
2015年	5月：タイ 11月：ボリビア
2016年	2月：インド 5月：クウェート 8月：ネパール 12月：イラン モーリシャス

撤廃年	撤廃月及び国・地域名
2017年	4月：カタル ウクライナ 10月：パキスタン 11月：サウジアラビア 12月：アルゼンチン
2018年	2月：トルコ 7月：ニューカレドニア 8月：ブラジル 12月：オマーン
2019年	3月：バーレーン 6月：コンゴ民主共和国 10月：ブルネイ
2020年	1月：フィリピン 9月：モロッコ 11月：エジプト 12月：レバノン UAE
2021年	1月：イスラエル 5月：シンガポール 9月：米国

撤廃年	撤廃月及び国・地域名
2022年	6月：英国 7月：インドネシア
2023年	8月：EU アイスランド ノルウェー スイス リヒテンシュタイン
2024年	5月：仏領ポリネシア
2025年	11月：台湾

輸出促進法に基づく農林水産物・食品輸出本部の下での実施体制

- 輸出促進法に基づき、農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置（令和２年４月）
- 「農林水産物・食品輸出本部」の下で、実行計画を策定し、輸出先国における規制に係る協議やHACCP施設の認定等の国内対応を進捗管理

農林水産物・食品輸出本部

【本部長】 農林水産大臣

【本部員】 総務大臣 外務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 復興大臣

農林水産物・食品輸出本部事務局

【事務局長】 農林水産省 輸出・国際局長

【事務局長代理】 農林水産省 大臣官房審議官（輸出本部担当）

【次長】 農林水産省 輸出・国際局 輸出企画課長
総務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び復興庁
の課長級の併任者

※ 農林水産省に関係府省庁の総合調整機能を付与するための閣議決定

※ 輸出本部の庶務は農林水産省輸出・国際局輸出企画課が処理する。

基本方針の策定

・輸出先国との協議 ・輸出円滑化措置（証明書発行・施設認定等） ・事業者支援 等

実行計画（工程表）の作成・進捗管理

・米国・EU等向け輸出水産食品認定施設の認定等のスピードアップ ・輸出先国との協議の一体的実施 等

輸出解禁等に向けた協議（実行計画の推進）

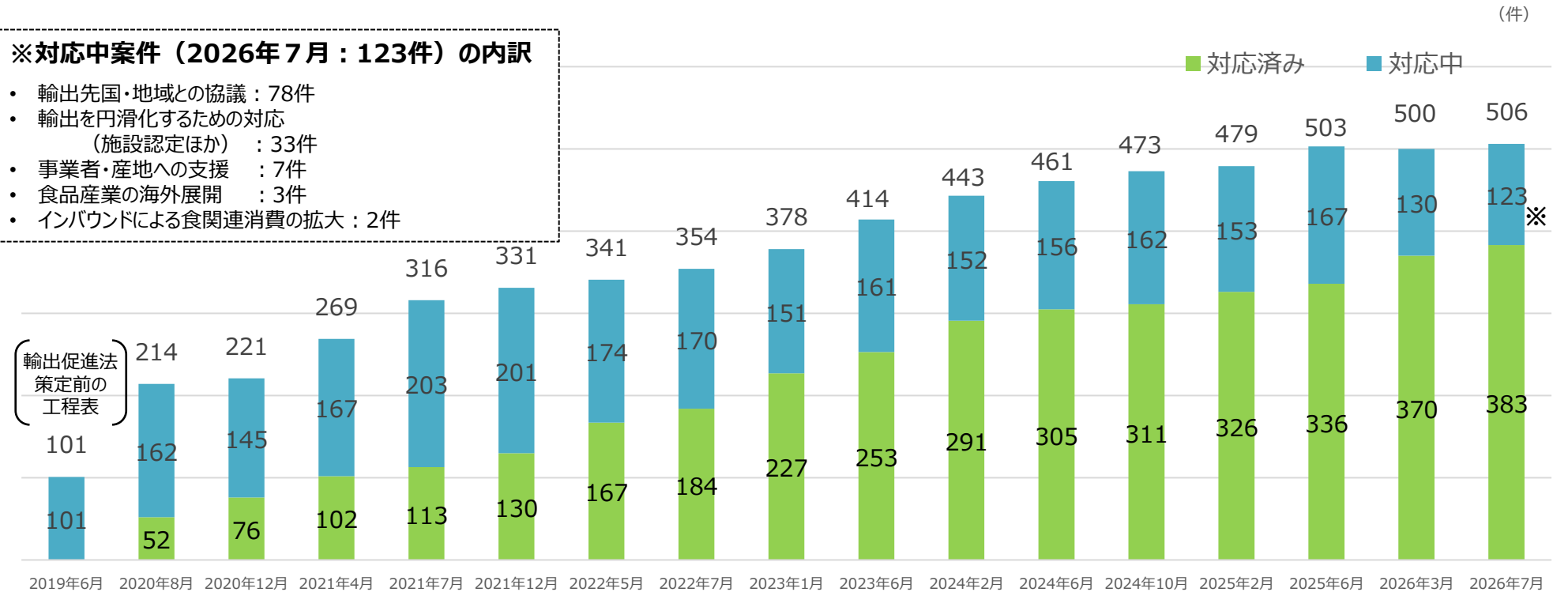
- 農林水産物・食品の輸出拡大のためには、**輸出先国の食品安全等の規制への対応が最大の課題**
- 2019年から、**輸出促進措置として**、各都道府県や事業者等の要望も踏まえ、以下の項目ごとに、規制等への対応スケジュールやプロセス、担当大臣を明確にした**実行計画※**を作成
- ①輸出先国・地域との協議への対応、②輸出を円滑化するための対応、③事業者・産地への支援に関する対応、④食品産業の海外展開に関する対応、⑤インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

（※2019年6月～2020年3月：工程表、2020年4月～現在：実行計画）

輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応状況

※対応中案件（2026年7月：123件）の内訳

- ・ 輸出先国・地域との協議：78件
- ・ 輸出を円滑化するための対応（施設認定ほか）：33件
- ・ 事業者・産地への支援：7件
- ・ 食品産業の海外展開：3件
- ・ インバウンドによる食関連消費の拡大：2件



（注）件数は、分割・統廃合等により増減する。

輸出証明書発行、区域指定、施設認定の手續の一本化

- これまで農林水産省、厚生労働省、国税庁、都道府県等がそれぞれ通知に基づいて行っていた、輸出に必要な
①輸出証明書発行、②生産区域指定、③加工施設認定を法定化（輸出促進法第15条～第17条）
併せて、国が行う①の一部と③について手数料納付を規定（①の一部は令和7年4月1日以降、申請1件あたり870円、
③は令和2年4月1日以降、申請1件あたり10,400円または20,900円）
- 国・品目別に定められていた約180の輸出証明書発行、施設認定等の手續を輸出促進法に基づく手續規程として
分かりやすく一本化し、ホームページに公表することにより利便性向上

これまで

厚生労働省、農林水産省、国税庁がそれぞれ通知に基づいて実施。

厚生労働省所管
110本

農林水産省所管
43本

国税庁所管
1本

農林水産省・厚生労働省共管
22本

合計 176本

輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品
EU等	牛肉、家きん肉、食肉製品、乳製品、家きん卵及び卵製品、ケーシングゼラチン・コラーゲン、水産物、ペットフード	シンガポール	牛肉、豚肉、家きん肉食肉製品、家きん卵製品、水産物（ふぐ）	ミャンマー	牛肉
				メキシコ	牛肉、水産物
		タイ	牛肉、豚肉、青果物	ロシア	牛肉、水産物
米国	牛肉、水産物	ナイジェリア	水産物	韓国	家きん卵、畜産加工品、水産物
アラブ首長国連邦	牛肉				
アルゼンチン	牛肉	バーレーン	牛肉		
インド	水産物、養殖水産動物用飼料			フィリピン	牛肉
インドネシア	牛肉、水産物	ブラジル	牛肉、水産物、飲料・酢	台湾	牛肉、家きん卵及び卵製品、乳及び乳製品、食肉製品、水産物（貝類）
ウクライナ	水産物				
ウルグアイ	牛肉	ベトナム	牛肉、豚肉、家きん肉、水産物	中国	乳及び乳製品、水産物、錦鯉
オーストラリア	牛肉、水産物、養殖等用飼料	マカオ	牛肉、豚肉、家きん肉		
カタール	牛肉				
カナダ	牛肉、水生動物	マレーシア	牛肉、水産物		

整理・統合

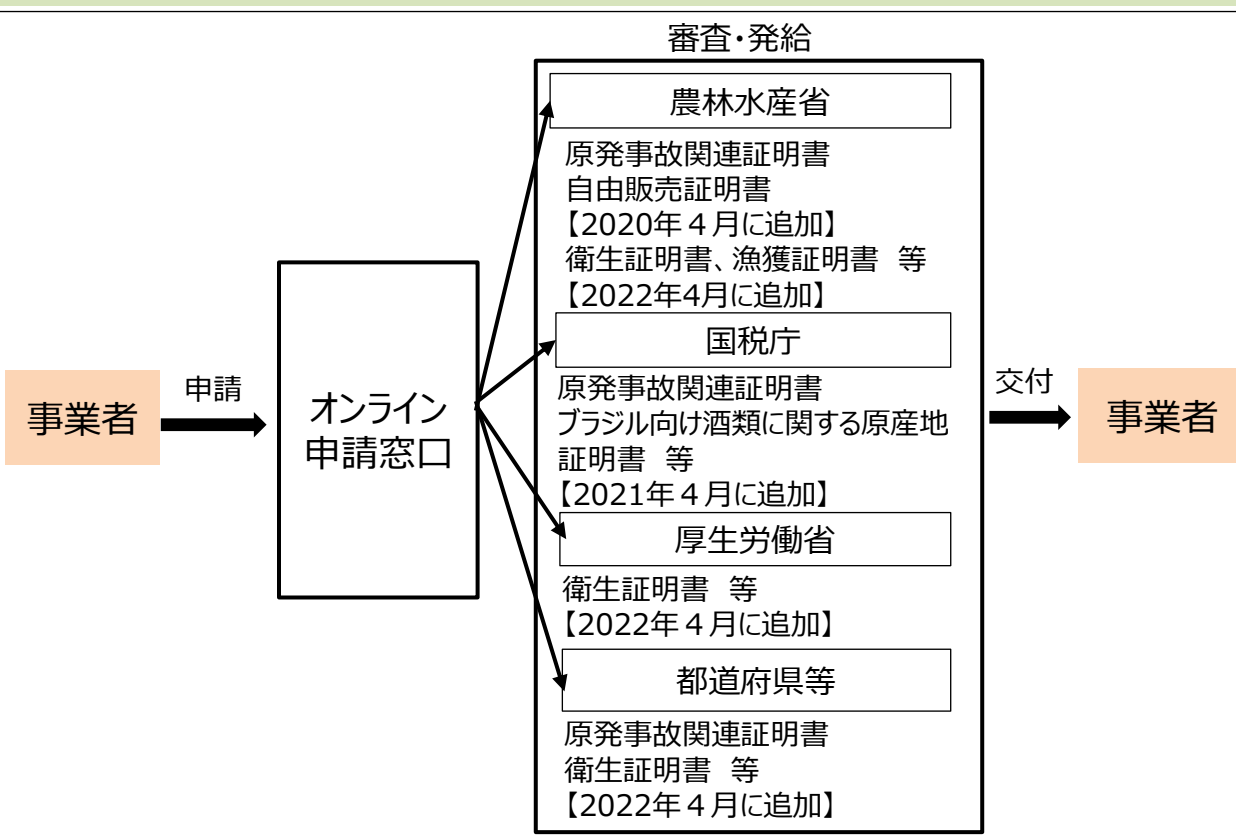
法施行後

輸出促進法に基づく手續規程に一本化。

一元的な輸出証明書発給システムの整備・証明書受取場所の拡大

- 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを以下のスケジュールで整備
 - 2020年4月 農林水産省所管の原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書を追加
 - 2021年4月 国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書、ブラジル向け酒類に関する原産地証明書等を追加
 - 2022年4月 農林水産省及び厚生労働省所管の衛生証明書、漁獲証明書等を追加し、原則全ての種類の輸出証明書のシステム運用を整備
- 2021年4月から空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大

輸出証明書発給システムの整備



輸出証明書受取場所の拡大

事業者が輸出する際、輸出証明書をスムーズに受け取ることができるよう交付場所を拡大する必要。



- ・羽田空港での受取
羽田空港内で一部の証明書を受け取ることが可能【2021年4月～】
- ・成田空港での受取
成田空港内で一部の証明書を受け取ることが可能【2022年7月～】

引き続き、地方自治体などにも証明書受取場所を拡大できるように推進。

輸出動物検疫に係る諸外国地域との協議について（食品衛生に関する協議を含む）

- 我が国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(2020年4月施行)に基づく実行計画に従い輸出動物検疫に係る協議（解禁・緩和等）を行っており、現在、14か国・地域、22件で実施中
- 実行計画の策定以降(2020年4月以降)、牛肉について33か国・地域、豚肉について5か国・地域、家きん肉について9か国・地域、家きん卵について11か国・地域、牛乳乳製品について5か国・地域との間で、輸出条件に合意済み
- 諸外国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む

輸出解禁に向けた協議

- 中国向け牛肉、家きん肉、家きん卵、乳製品、ペットフード
- 韓国向け牛肉
- UAE向け家きん卵
- ニュージーランド向け卵製品
- 米国向け牛肉加工品
- 台湾向け家きん肉、家きん肉製品

等

輸出条件の緩和に向けた協議

- 香港向け家きん肉及び家きん卵に関する地域主義※1の適用単位の縮小
- 台湾向け家きん肉及び家きん卵に関する地域主義の適用
- ロシア向け牛肉輸出施設の認定権限の委譲※2

等

輸出再開・継続に向けた協議

- 日本国内の豚熱・鳥インフルエンザ等の発生に関する地域主義の適用の拡大及び継続
- 鳥インフルエンザ清浄化後の輸出再開に向けた協議

等

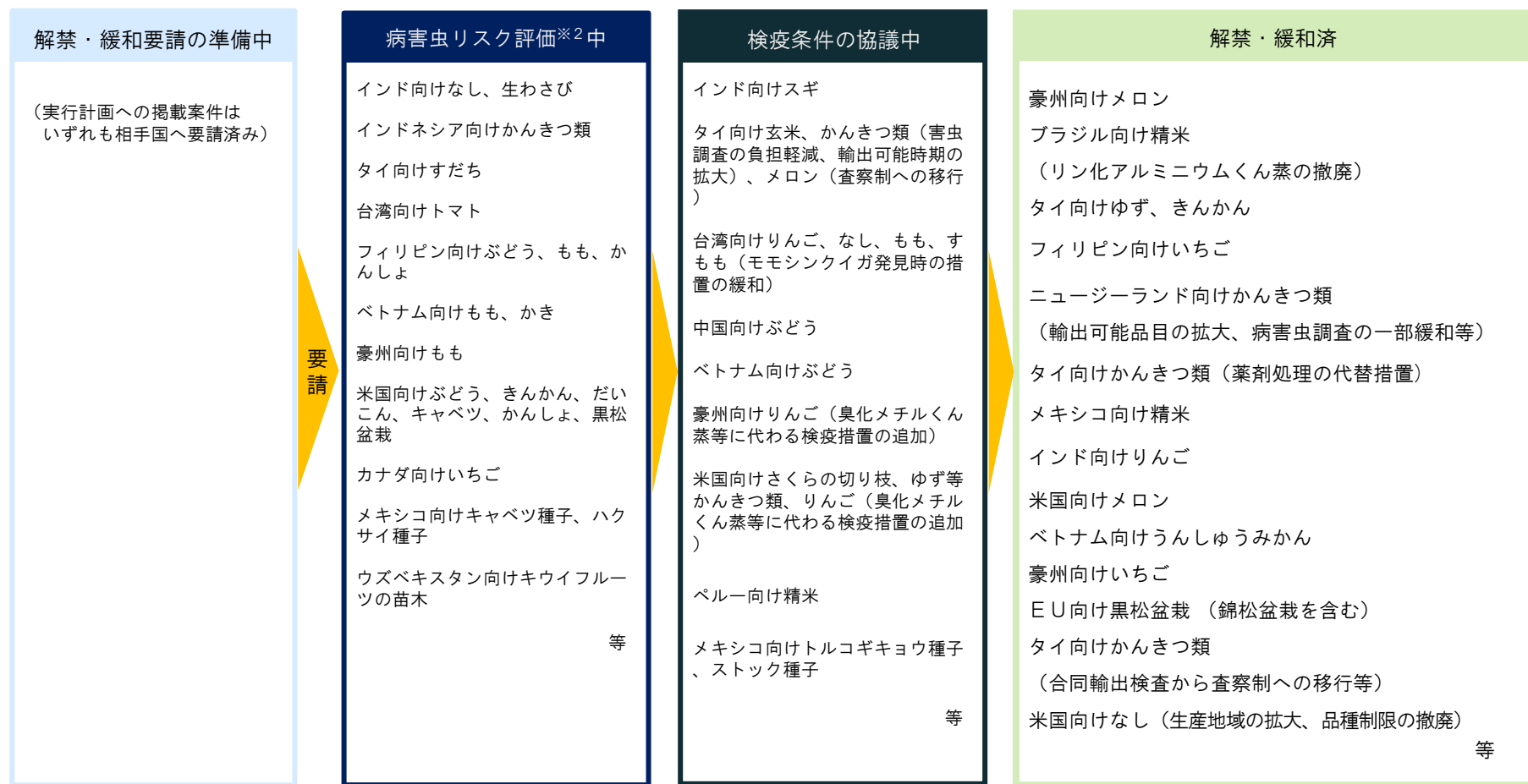
主な解禁・緩和等済案件※3

- 香港、台湾、米国、EU、シンガポール等向け牛肉の解禁
- 香港、シンガポール、マカオ、タイ等向け豚肉の解禁と豚熱に係る地域主義の適用
- 香港、シンガポール等向け家きん肉及び家きん卵の解禁と鳥インフルエンザに係る地域主義の適用
- EU向け乳製品の解禁
- 香港、台湾、シンガポール等向け牛肉の月齢制限の撤廃

※1 疾病発生国であっても、疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認めるという概念
 ※2 施設等の認定・登録を相手国政府が行うのではなく、日本政府が行うことにより、事業者の負担を軽減
 ※3 解禁等済であっても、その後の我が国の疾病発生に伴い一定条件下又は停止となっているものも含む

輸出植物検疫に係る諸外国地域との協議について

- 我が国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づく実行計画に従い※¹、輸出植物検疫に係る協議（解禁・緩和）を行っており、現在、14か国・地域、52件で実施中
- 実行計画の策定以降、10か国・地域、15件の解禁・緩和を達成
- 諸外国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む



※¹ 2020年4月の策定以降

※² 病害虫リスク評価とは、病害虫の侵入・定着・まん延の可能性やまん延した場合の経済的被害の程度を評価すること

輸出促進法に基づく適合区域の指定及び適合施設の認定

○主要国向け輸出施設数（輸出促進法第17条）注：令和8年8月31日現在

品目	輸出先国	輸出施設数	認定主体
牛肉	アメリカ	17	厚労省
	EU等※1	14	厚労省
	タイ	88	都道府県等
	マカオ	79	都道府県等
水産	アメリカ	626	登録認定機関 厚労省、都道府県等
	EU等※2	154	農水省 厚労省、都道府県等
	中国	952	厚労省、都道府県等
	ベトナム	909	都道府県

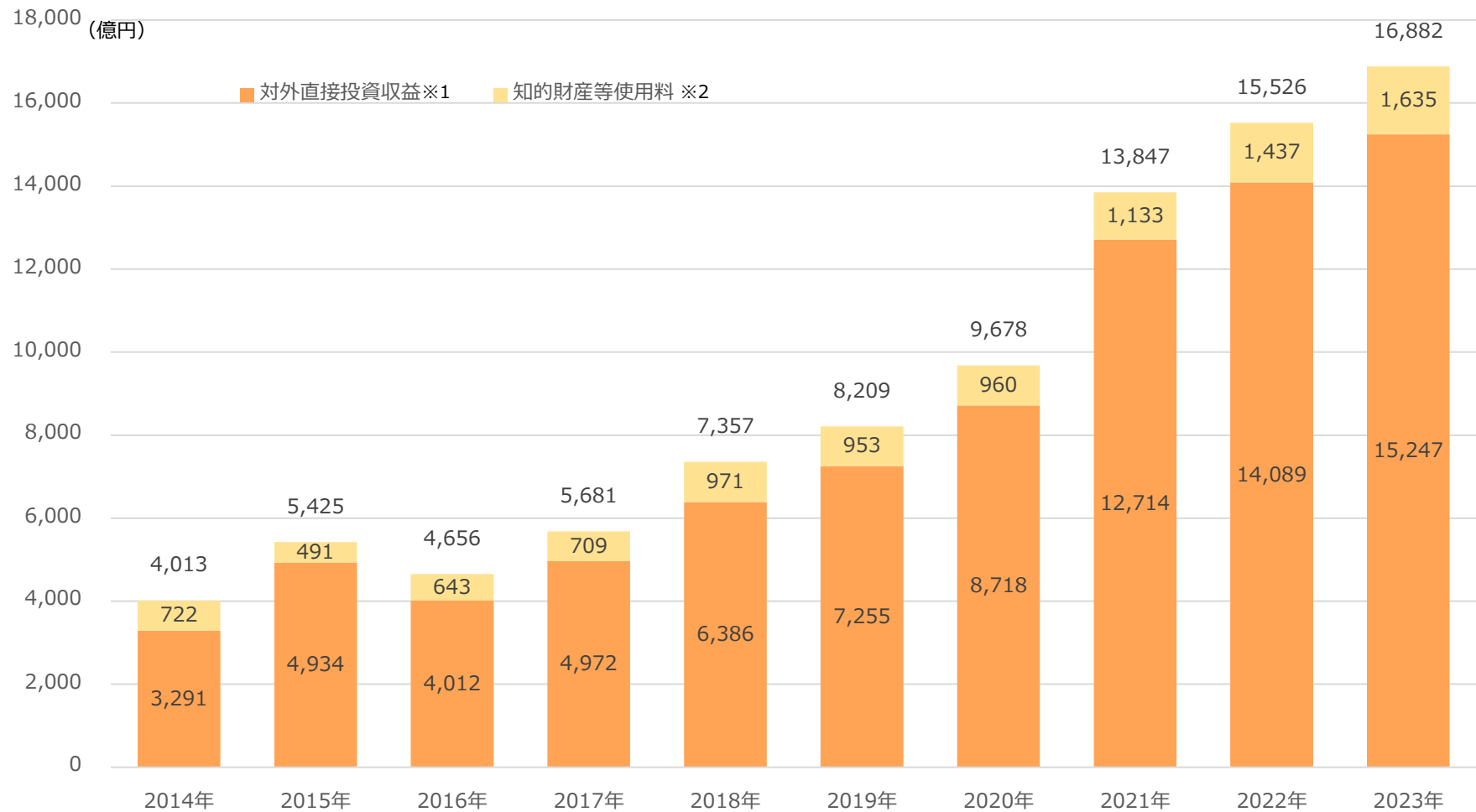
○適合区域（輸出促進法第16条）

品目	輸出先国	指定主体
ホタテ	EU等※2	北海道（7海域）、青森県（2海域）
カキ	EU等※2	広島県（3海域）
生きたカキ	シンガポール	宮城県、三重県、大分県、広島県、福岡県、北海道

※1：英国、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタインを含む ※2：英国、スイス、ノルウェーを含む

食品産業の海外展開による収益額の推移

○ 2023年の食品産業の海外展開による収益額は、対前年比8.7%増加の1.7兆円と過去最高



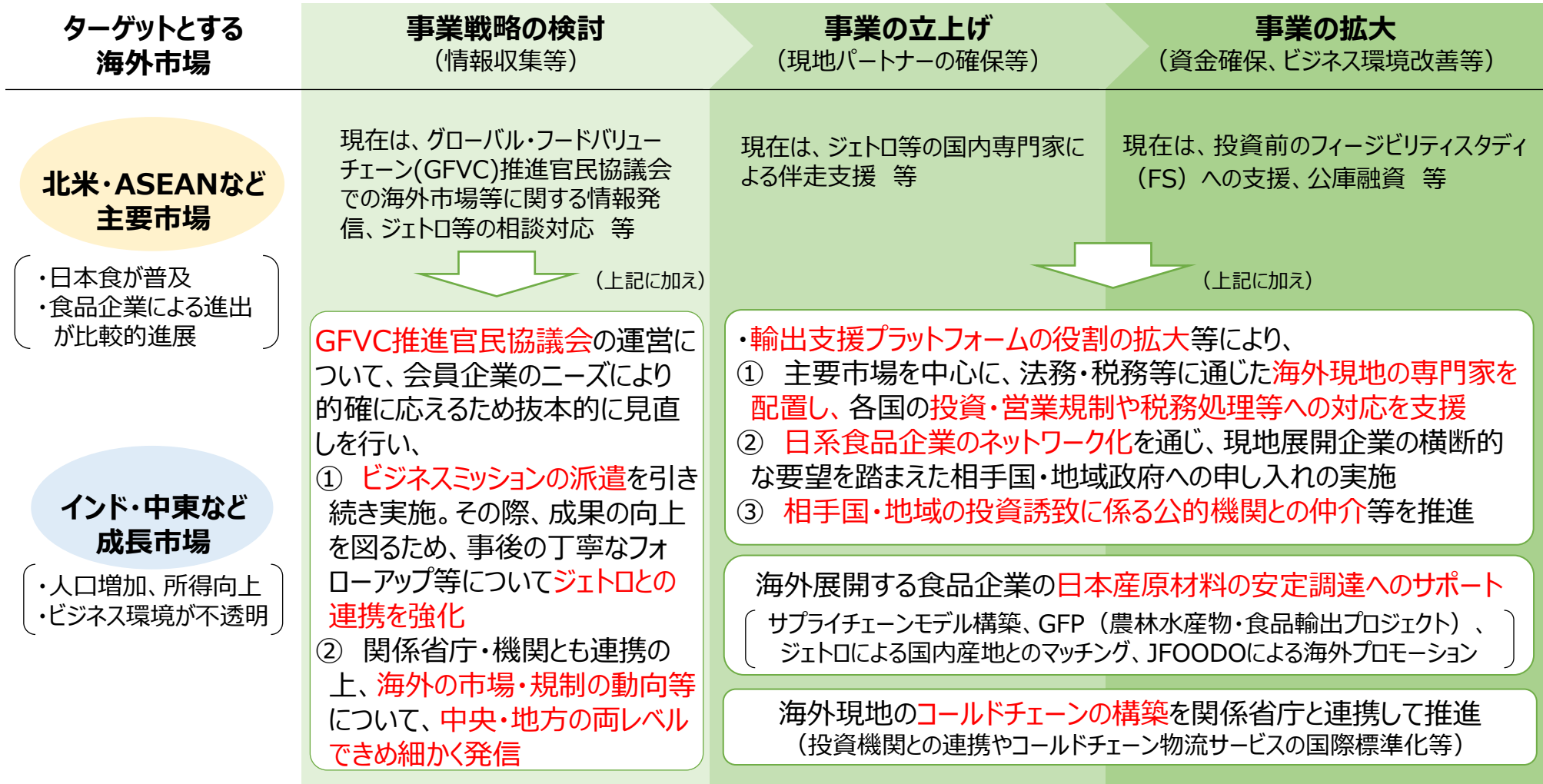
注) 食品産業の海外展開による収益額は、食品の製造業、卸売業及び小売業並びに外食産業に加えて、農林水産業並びに木材及び木材製品の製造業の海外展開による収益額を含む。

※1 対外直接投資収益：海外の企業への投資により子会社等から得られる配当金等及び再投資収益（海外子会社等の内部留保）

※2 知的財産権等使用料：特許権、著作権等の知的財産権の使用料

食品産業の海外展開に向けた施策の方向

- 食品産業の海外展開に際し、現地のニーズを踏まえた、きめ細やかなサポートを実施すべく、農水省、経産省、JETRO等が連携し、**海外市場の特徴や事業ステージに応じた国内外での伴走支援体制**を構築
- 特に、海外現地において、「**輸出支援プラットフォーム**」の発展等により、法務・税務等に通じた**海外現地専門家**の配置や日系食品企業のネットワーク化を推進



食品産業の海外展開に向けた海外現地での支援事例①（規制の明確化）

- ジェトロ・パリ事務所において、フランスでのコメ調製品（寿司、弁当、おにぎり）の販売に適用される流通規制や販売に係る許認可の内容を整理したレポートを作成・公表（2020年）
- また、おにぎり等の販売の障害となっていた商品の温度規制（4℃以下等で保存・陳列）について、当該規制の例外として認められるために必要となる業界自主基準作成のための手引書を日本語で作成（2022年）し、現地進出企業の規制への対応を支援



- ・ フランスをはじめとした欧州諸国において、日本食に対する健康イメージも相まって、従来から人気の高い寿司に加え、**弁当、おにぎりなどコメを使用した食品を販売する店舗が増加**しており、日本からのコメの輸出も増加傾向にある。
- ・ 一方、EU規制及び各国独自の上乗せ規制により、**食品の保存温度を低温（傷みやすい食品は8℃以下、非常に傷みやすい食品は4℃以下）又は高温（63℃以上）に保つ必要があるため、おにぎりや弁当などは冷蔵で販売**されており、**日本産米の歯ごたえや常温で美味しいという長所を十分に生かすことができず**、日系事業者の進出や事業拡大の障壁となっていた。
- ・ **おにぎりの常温販売を可能とするためには、業界自主基準を作成し、政府当局の認定を得ることが必要**となるが、日系事業者にとって、200ページ近くあるフランス語のマニュアルを理解することは困難との声も出ていた。
- ・ こうした背景の下、コメ調理品（寿司、弁当、おにぎり）のレストラン、宅配又は小売店での販売に適用されうる流通規制、販売に係る許認可の内容などについてレポートを作成・公表するとともに、常温販売のために必要となる**業界自主基準作成のための手引書を日本語で作成し、現地進出企業の規制への対応を支援**。

食品産業の海外展開に向けた海外現地での支援事例②（事業者サポート）

- 「輸出支援プラットフォーム」では、日系食品企業のネットワーク化等を通じ、規制等の情報共有、現地政府申入れ等により事業者に通ずる課題に対応
- ジェトロでは、国内専門家による伴走支援や相談対応を我が国企業の海外展開を業種横断的に支援。輸出促進支援と海外展開支援の相乗効果が発揮される仕組みを検討

輸出支援プラットフォームの設置状況



現地関係者とのネットワークの構築（事例）

- 複雑化するEUの規制への対応について、欧州各地でビジネスを展開する日系食品メーカー（約20社）との意見交換会をブリュッセルにおいて開催（第6回、2026年7月）

輸出支援プラットフォームの相談窓口（事例）

- タイ輸出支援プラットフォームでは輸入規制に関する相談の常設窓口を設置（2023年度の相談件数：700件超）
- 2023年度からは模倣品の疑義情報にも対応し、案件に応じて現地当局への情報提供等を実施（例：干し芋の原料について、日本産と偽った表示が疑われたケース）

ジェトロによる支援イメージ（事例）

【小売業A社（北海道）】

- 食品スーパーマーケット企業。ベトナムに展開する際、現地法人手続きや法規制対応のため、国内専門家による伴走支援を活用



売り場イメージ

【製麺業B社（北海道）】

- ラーメン食材（麺・スープ）を輸出する中で、現地進出を検討。その後ドイツ・米国において、本場札幌ラーメン店のレシピやノウハウをサポートする現地法人を設立したほか、製麺工場も建設
- 輸出に取り組む中で、食品安全に関する助言をジェトロから受けたほか、進出の際は国内専門家による商談同行支援等を活用



商品イメージ

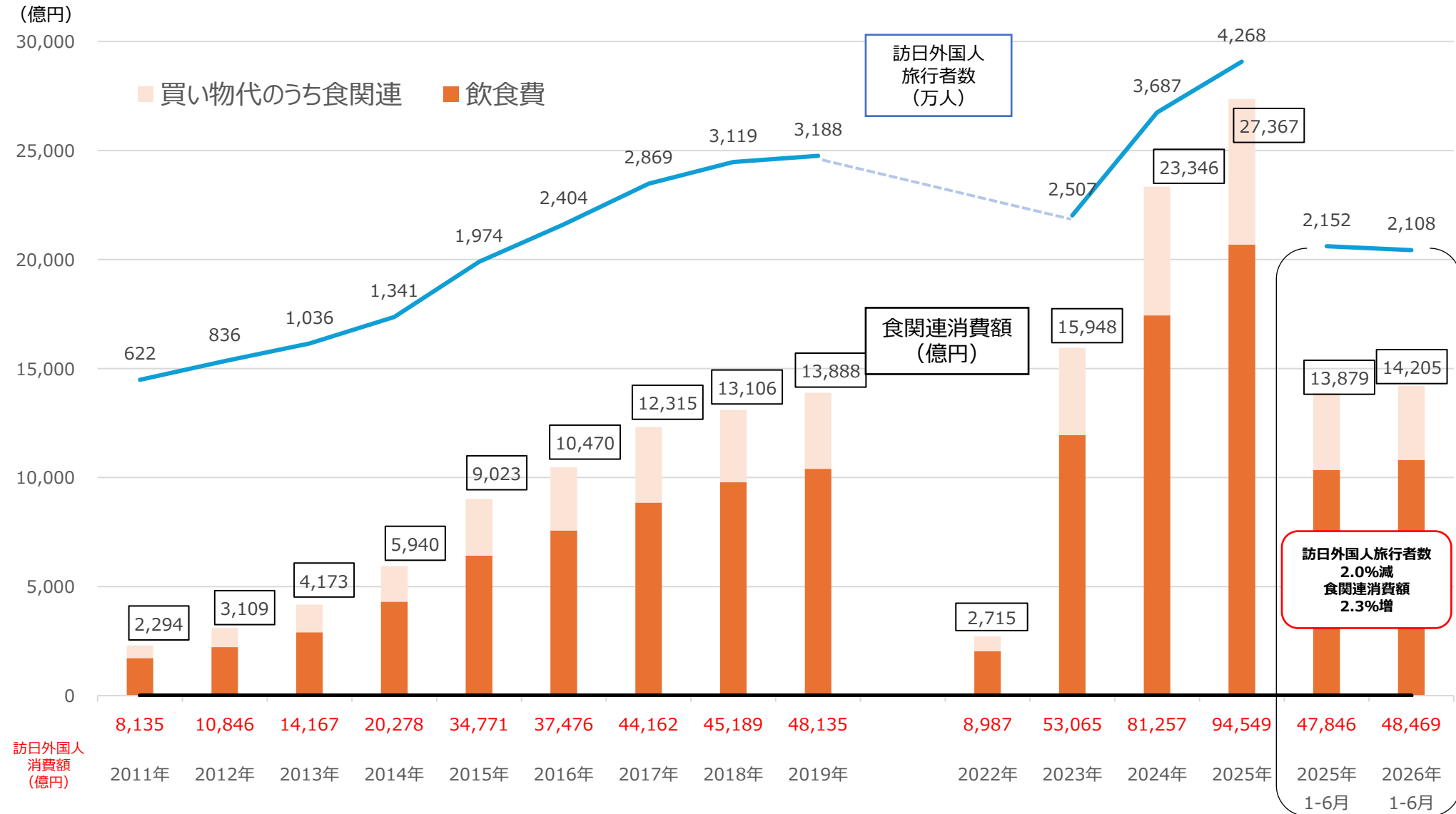
【水産関連C社（東京）】

- 海外への水産物輸出を手掛けるなかで、米国ニューヨークにてシーフード和食店を2店舗展開。日本食文化の発信拠点、また自社製品（水産品・加工品）の輸出先として活用
- JFOODOによる現地プロモーションを活用したほか、国内専門家による商品開発や規制対応に係るアドバイスを活用



「インバウンドによる食関連消費額」の推移

2025年の「インバウンドによる食関連消費額」は、対前年比16.2%増加の2.7兆円と過去最高。
2026年1-6月は、対前年同期比2.3%増加の1.4兆円。



インバウンドによる食関連消費拡大

令和8年度予算概算決定額 138百万円（前年度 26百万円）
（令和7年度補正予算額 138百万円）

<対策のポイント>

インバウンド食消費と輸出拡大の好循環を形成すべく、インバウンドを起点としてシームレスに輸出につながるようなモデル的な取組等を支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

旅ナカ
・地域間で連携したツアー
・GI登録産品を活用した観光コンテンツ
・ハラル対応の飲食店 など

旅アト

・越境ECサイトの活用
・海外の小売店・レストラン等との連携
等

旅マエ

・オンラインセミナー
・SNSやWEBを活用した情報発信
等

インバウンドに人気があるが
輸出につながっていない
日本産食品

農林水産物・食品の輸出拡大

インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

28百万円（令和7年度補正予算額 63百万円）（前年度 - ）

インバウンド需要を輸出にシームレスにつなげる仕組みの構築を目指し、輸出を実現するための課題（言語、規制、パッケージ等）について、課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組への支援を実施します。

新市場開拓推進事業

1,650百万円の内数（前年度 1,487百万円の内数）
（令和7年度補正予算額 27,548百万円の内数）

- ①コンテンツを有効活用した海外需要の獲得、
- ②グローバルメディアを活用した番組制作等、
- ③インフルエンサー招へいによるインバウンド消費の拡大に係る取組等を実施します。

インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業

10百万円（前年度 19百万円）

SAVOR JAPAN認定地域のブランディング、プロモーションのため、認定地域の魅力の磨き上げや地域の食文化などを一体的に発信する取組を支援します。また、食文化の担い手を計画的に育成するため、優良事例を活用した研修会等を実施します。

ブランド・GI推進事業

62百万円の内数（前年度 - ）

地域産品のブランド価値をGIや商標等により保護し、その価値を地域の飲食店や旅行事業者等と連携してインバウンド向けに発信するなど、海外から稼ぐモデル的な取組を拡大します。

（関連事業）

- 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型） 7,045百万円の内数（前年度 - ）

ターゲット国のニーズ調査、農泊地域と地域ならではの「食」を提供する団体等との連携体制構築、インバウンド向けの「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成、多言語での情報発信等の一体的な取組や、「食」の高付加価値化に不可欠な施設の整備等を支援します。

- 海業振興支援事業 250百万円の内数（令和7年度補正予算額 302百万円の内数）（前年度 - ）

海業の全国展開にあたり、国の施策として取り組むべきテーマ（インバウンド対応等）について、海業の取組に必要な調査、計画、実証等によるモデルづくり等を支援します。

インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた取組

- **農泊は**、農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、国内外の観光客を地方に呼び込みつつ長時間の滞在や消費を促すものであり、**地域の所得向上や関係人口の創出に寄与**
- 今後は、インバウンドの農泊地域への誘客を促進しつつ、**農泊地域を核とした食関連消費の更なる拡大を図る**観点から、従来の取組に加え、**地域の魅力ある食材や歴史・文化を一つのストーリーとして紡ぎ上げる**ことによる**(SAVOR JAPAN等とも連携)地方の持つ価値の見える化や、食の拠点化を合わせた農泊モデルづくり**を推進
- これらの取組により高付加価値型の農泊を展開し、**インバウンド消費と輸出拡大の好循環を形成**

これまで

農山漁村における「しごと」づくり
移住・定住も見据えた関係人口の創出

■ 高付加価値な農泊モデルの創出



インバウンド需要に対応した
施設の機能強化

- ・農泊地域の体制整備
- ・食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ
- ・古民家を活用した滞在施設の整備 等

【福井県小浜市】

宿泊・食事・体験コンテンツの充実

滞在時間：長 → 「滞在型観光」



地域の利益の最大化

これから

インバウンドの農泊地域への誘客による
食関連消費の更なる拡大

■ 食材や歴史・文化を踏まえた地域のストーリーづくり



海女さんの
作業風景の展示 →

- ・現役海女さんの話を聞くことができる食事体験など、「海女文化」を背景とした地域の魅力ある食材や歴史・文化を一つのストーリーとして提供
- ・インバウンド旅行客等が、SNS等で日本の食文化等の魅力を発信

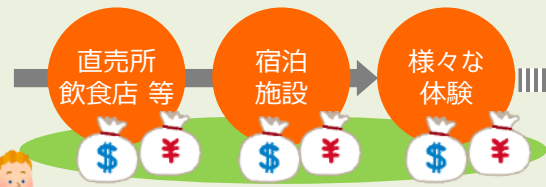
【三重県鳥羽市：日本農業遺産地域】



旅ナカ

農泊地域間やSAVOR JAPAN等との広域連携

滞在時間：さらに長 → 「滞在型観光」+「食関連消費の拡大」



地域の利益の最大化 + 海外からの収益の拡大

旅アト

食文化の
魅力発信

SNS

インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた取組事例

- 調査・分析事業を実施し、①インバウンドや海外現地における食関連行動や各種日本食・日本産品への需要動向、②食関連消費のトレンドを踏まえた日本食・日本産品への需要を拡大していくポイントを提示
- 今後、更に調査検討を進め、輸出拡大との好循環の形成も念頭に、政策課題と対応方向を取りまとめる考え

インバウンドによる食需要・消費の実態調査（農林水産省）

- ・ オンライン旅行代理店サイト（Klook）、クレジットカードデータ（mastercard）を用いた需要動向調査、事業者等（観光ガイド事業者、業界団体、食品メーカーなど）へのヒアリング調査を実施
- ・ インバウンド消費は既に**有名な一部の日本食（焼肉、しゃぶしゃぶ、寿司など）**へ集中
- ・ 裾野拡大に向けては**“ブリッジ機能”**を活用し、**認知の低い日本食にもチャレンジしてもらうことが必要**

※ブリッジ機能・・・インバウンドの消費行動を日本食の消費へ促す要素

▼ブリッジ機能の例

人の重要性

任意の日本食を経験したことがない人にとっては、“未知の食べ物”となってしまうことから、信頼できるインフルエンサー、友人、ガイドのおすすめ情報を通じて食への探求心を喚起できる。

体験・ストーリーの重要性

旅行需要において“コト消費”のプレゼンスが増す中、食の体験や背景といったストーリーをセットにし、日本語がわからないインバウンド向けにも魅力や付加価値の向上を図ることができる。

わかり易い訴求観点の重要性

商品名、パッケージなどビジュアル（IPコンテンツの活用を含む）、内容物（動物性原材料）、複雑な調理行程の要否など、より直感的な観点の訴求。

インバウンドと輸出が連動した事例（ヤマロク醤油の取組）

- ・ ヤマロク醤油は、香川県小豆島にて木桶を使って醤油を醸造する企業
- ・ 醸造所見学がインバウンド向けの観光資源となっている
- ・ **情報発信→工場見学→商談**という流れを作り、**インバウンドを通じて、国内にしながら、海外販路を新規開拓**



ヤマロク醤油の木桶



醸造所の見学をしている様子

▼ブリッジ機能との対応

情報発信

木桶仕込みという伝統的な製法、木桶職人復活プロジェクト（桶づくりの技術を共有し、木桶職人を増やすことを目指す活動）を海外メディア（CNN、BCC、ウォールストリートジャーナル、Netflix）で発信。

工場見学

現地に来て、伝統的な醸造現場を見てもらう。訪日外国人観光客に木桶で仕込む様子を見学してもらい、醤油の魅力だけでなく、歴史的な経緯を含めてPR。

認知度の向上

商品ラベルにQRコードを付け、リンクから商品を知り、「木桶仕込み醤油＝プレミアム醤油」の浸透を図る。海外では、醤油の原材料が大豆ということを知られていないため、ヴィーガン認証を取得。

日本の食輸出 1 万者支援プログラム

● 部局横断のチームを経産省内に設置。経産省・農水省が連携し、農産品等の輸出拡大を加速

- ※ 2025年の農林水産物・食品の輸出実績は1.7兆円（前年比+13%）。特定国依存を避けつつ、2030年5兆円目標の達成に向け、取組を強化
- ※ 農水省を中心に政府一体となって輸出拡大を図る中で、経産省は特に、輸出プレイヤーの増加、産品の高付加価値化、海外需要開拓の観点から後押し
このため、経産大臣、農水大臣の下、両省の関係局長（通商政策局長、輸出・国際局長）からなる連携推進会議を設置

3 本柱の取組

1. 海外における日本産品の新たな需要開拓

- 現地系商流への売込みの強化等 -

- 非日系の商流やフロンティア市場を含む有望 市場へのアクセスを確保するため、JETROの海外拠点・人員配置を強化（→現地ネットワーク構築等）
- 植物工場等のフードテックや、冷蔵・冷凍品の輸出に資するコールドチェーンの構築に対して、技術開発や海外実証を支援
- インフルエンサー等を活用した日本の食（ノングルテン米粉等を含む）のオールジャパンでのブランディングと魅力発信

JETRO等が取り組む食品輸出拠点の設置状況



※ 海外16拠点(10か国・地域)。常勤16名

2. 輸出プレイヤーの増加

- 掘り起こし強化による裾野拡大 -

- 経産省・農水省の双方の組織（経産局、農政局等）・施策を総動員することで、輸出に取り組むプレイヤーの裾野を拡大
 - 電子商取引サイト等による支援サービスの拡充、インバウンド向けの購入誘導強化による輸出機会の創出・拡大
- ※ JETRO支援により初めて輸出実現した事業者の6割が、電子商取引サイトを通じて実現。裾野拡大に大きな効果

輸出初心者向けの支援ツール例

電子商取引サイトに日本産品の特設コーナーを設置し、プロモーションを実施



3. 海外ニーズに適った付加価値の向上

- 特に加工食品の輸出 -

- 農林水産品そのものの輸出に加えて、加工度の高い高付加価値化産品の輸出促進
- 食品製造業者や水産加工業者などによる高付加価値化に向け活用可能な施策*の拡充

「農林水産・食品支援ガイドブック」提供

経産省、農水省合同で、支援施策のガイドを示した「農林水産・食品支援ガイドブック」を公表



4月10日「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」ポータルサイト オープン

登録した企業への支援情報等の提供開始

https://www.jetro.go.jp/ag_ichiman-export.html



<対策のポイント>
農林水産物・食品の輸出拡大の加速化に向け、安定的・継続的に必要なロットを供給できる輸出産地を育成し、輸出拡大余地の大きい現地系商流を獲得するための取組等を支援します。

<政策目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の全体像>

輸出向け供給力の強化（輸出産地の育成等）	海外需要の拡大（現地商流の獲得等）
○輸出産地の育成、輸出事業者の掘り起こし ・輸出先の規制等に対応した生産・流通体系への転換やGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の活動による輸出産地・事業者の取組等を支援 6億円（前年度6億円）〔R7補正23億円〕 ○輸出のための加工・製造等施設整備、設備投資の支援 ・輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設・機器の整備等を支援 1億円（前年度1億円）〔R7補正60億円〕 ・畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備等を支援 17億円（前年度12億円）の内数〔R7補正167億円の内数〕 ・食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携した、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援 48億円（前年度48億円）〔R7補正80億円の内数〕 （参考）令和7年度補正予算でのその他関連予算 ・コールドチェーンに対応した卸売市場の整備を支援 〔R7補正78億円の内数〕 ・輸出先の規制等に対応した衛生管理体制の構築や養殖拠点の形成に向けた漁港施設の整備等を支援 〔R7補正48億円〕	○戦略的な輸出商流の獲得 ・輸出上の業界課題の解決や新たな輸出先の開拓等、品目団体がオールジャパンで行う取組を支援 ・重要市場への輸出商流の維持・拡大を図るために事業者が行うプロモーション等の取組を支援 14億円（前年度8億円）〔R7補正55億円〕 ○海外での輸出支援体制の確立 ・主要な輸出先国・地域における輸出支援プラットフォームを通じた現地系商流の開拓、海外展開に資するアドバイザーによる支援等を通じて輸出支援体制を強化 6億円（前年度2億円）〔R7補正21億円〕 ○新たな市場や商流の開拓 ・ジェトロによる新規商流構築、JFOODOによる戦略的プロモーション等を支援 ・インバウンドを起点とした日本産食品の輸出拡大を支援 ・食品関連事業者の海外展開に向けた取組を支援 18億円（前年度16億円）〔R7補正21億円〕 ○知的財産の保護・活用 ・海外における我が国優良品種等の流出防止や模倣被害の防止のため、海外での育成者権の取得や侵害への対策等を支援 5億円（前年度4億円）〔R7補正11億円の内数〕 ○輸出先国・地域の規制対応 ・規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、農畜水産物モニタリング検査、輸出先国検査官の招へい等を支援 12億円（前年度13億円）〔R7補正11億円の内数〕

輸出サプライチェーンの構築		
・国内の生産者と海外の販売事業者、両者をつなぐ商社等で構成されるコンソーシアムが行う、国内外一気通貫の実証を支援	3億円（前年度1億円）〔R7補正25億円〕	

農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先

農林水産物・食品の輸出促進対策



[輸出・国際局
HP](#)



[輸出関連予算](#)



[各種証明書・
施設認定](#)



[日本の食輸出
1万者支援プログラム](#)



[放射性物質に
係る規制・対応](#)



[農林水産物・
食品輸出本部](#)

あなたを、
生産者の
日本代表にしたい。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていききたい。
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しますが、農林水産省が全力でサポートします。



1億人ではなく、
100億人を見据えた
農林水産業へ。

こんな方にGFPは最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先：GFP事務局 Mail : gfp@maff.go.jp



一元的な相談窓口の連絡先

農林水産省 輸出・国際局
輸出支援課(輸出相談窓口)

☎ 03-6744-7185

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。



地方農政局

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課)	☎ 011-330-8810
東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 022-263-7071
関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 048-740-0387
北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 076-232-4233
東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 052-223-4619
近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 075-414-9101
中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 086-230-4258
九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 096-300-6381
沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)	☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください！

農林水産物・食品の
輸出に関するポータルサイト
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>



輸出証明書の申請手続き、輸出先国の
規制情報など、農林水産物・食品の
輸出に関する情報を掲載しています。

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には
最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。